

別冊2

これまで講じてきた施策に対する評価（案）

2009年3月31日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

目次

1. 知的財産の創造	1
2. 知的財産の保護	10
(1) 知的財産の適切な保護	10
(2) 模倣品・海賊版対策の強化	23
3. 知的財産の活用	40
(1) 知的財産の戦略的活用	40
(2) 国際標準化活動の強化	49
(3) 中小・ベンチャー企業への支援	57
(4) 知的財産を活用した地域の活性化	65
4. 人材の育成と国民意識の向上	68

本専門調査会は、知的財産の創造、保護、活用、人材育成及び国民意識の向上の項目に従い体系的に整理した政策項目ごとに、知的財産戦略本部が設置された2003年度から6年間に講じてきた知的財産施策の概要と現状について、統計データとともに別冊1のとおり整理した。その上で、各政策に対して評価の視点を抽出・設定し、その視点に基づいて以下のとおりこれまで講じてきた政策の成果に関する評価を行った。

なお、図表の番号は、別冊1の図表に対応している。

1. 知的財産の創造

(i) 大学、研究機関、企業における創造力の強化

視点1：イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明の創造環境が十分整備されているか。

(イノベーション、重要特許につながる発明)

- ・ イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明を創造するためには、個性的な発想に基づく研究の実施により多様なシーズを供給し、事業化の観点から有望なシーズを選定し育成するアプローチと、社会の技術開発に関するニーズに対応した研究を行うアプローチの双方が重要。
- ・ これらのアプローチを通じて独創的で、社会的に重要な発明を多数創出することにより、京都大学の山中教授によるiPS細胞に係る研究成果のような極めて質の高い発明の創造が期待される。

(独創的なシーズの創出と育成)

- ・ 企業は利益追求を重視しており基礎研究には手が回らなくなりつつあるため、産業界からは、大学は企業が十分に実施できないリスクの高い基礎研究を実施すべきとの期待が大きい。
- ・ 我が国の研究開発投資は年々増加（16.8兆円（2003年度）から18.5兆円（2006年度）へ）し、2006年度時点では規模では米国に次いで世界第2位であり【図表1】、対GDP比では3.6%で諸外国より多い。
- ・ 米国競争力法（2007年）及び中国の改正科学技術進歩法（2007年）は、ハイリスク研究を奨励している。
- ・ 我が国でも、総合科学技術会議が決定した「革新的技術戦略」（2008年）において、革新的技術のシーズを創出するため、未知の分野に挑戦する高い目標設定の基礎研究へ

の投資や、その成果を成長に結び付けるための切れ目ない研究資金供給の実現を推進することとされており、知的財産の独創的シーズ創出の観点からも、このような基礎研究に起点を置く取組は重要。

- ・これを受けて2008年7月、総合科学技術会議は、革新的技術推進費を創設して経済社会に大きな波及効果をもたらすと期待される革新的な技術を推進することを決定し、文部科学省は2009年度予算案において新規に60億円を計上している。また、革新的技術など基礎研究の成果を切れ目なくイノベーション創出へつなげるため、科学技術振興機構（JST）は基礎から応用まで産学官が一体として長期一貫で研究開発を行う戦略的イノベーション事業を開始することとし、2009年度予算案において、新規に5.5億円を計上している。

(社会の技術開発に関するニーズに対応した研究の推進)

- ・我が国由来の特許登録件数は、2006年にも世界第1位を維持しており【図 表2】、大学からの特許出願数も順調に増加している【図表3】。一方、技術分野別の重要特許の所有状況については、我が国が欧米に優る分野もあるが、劣る分野もある【図表4】。今後、量的優位だけではなく、質の高い重要特許を獲得できるような発明の創出のためには、社会の技術開発に関するニーズの動向、既存技術、最新の特許情報を踏まえた研究を実施することが不可欠。
- ・具体的な例として、産業技術総合研究所では、九州大学伊都キャンパスに「水素材料先端科学技術センター」を設立し、産業界のニーズも踏まえつつ、産業界には採算性の観点から投資が困難な基礎研究を実施している【図表5】。

(产学研の連携によりイノベーションの実現を図るための環境整備)

- ・产学研の連携によりイノベーションの実現を図る観点から、大学の研究者が研究成果の社会還元に向けた意識を持つとともに、企業側もオープン・イノベーションの進展に対応して大学の研究能力や研究成果を活用しようとする意識を持つ必要がある。
- ・イノベーションの創出に結びつくような研究の実施に当たっては、研究の独自性を維持しつつも、研究者が社会の技術開発に関するニーズを把握しこれを念頭に置き、研究成果がイノベーションに資する可能性を最大化する意識を持って研究を実施することが必要。
- ・大学等の研究者の意識向上のためには、知的財産面での研究者の評価として、論文評価だけでなく重要な特許の獲得に関する適切な評価システムが必要。
- ・また、複数の大学、企業等が参加する共同研究プロジェクトの場合には、関係者間で成果として得られる知的財産の管理に関する契約を適時かつ適切に行う必要があるが、必ずしも契約が円滑にできていないとの指摘がある。2008年度から開始した「目的基礎研究（応用研究も含む。）に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準

に知的財産戦略に関する項目を追加する（知的財産推進計画2008）」取組を、例えば、研究プロジェクトにおける知的財産管理に必要な体制が確保されていることや、研究成果に関する知的財産管理の方針（共有成果の取扱い、秘密情報の共有範囲の取扱い等）が合意されていることを選定の条件にするなど、研究プロジェクトの性格に応じてより実効性ある形に具体化していくことが必要。

（内外リソースの積極的活用のための環境整備）

- ・ 产学の連携を支える基盤として、大学の研究者等が研究に着手する段階から社会の技術開発に関するニーズの動向や既存技術、最新の特許情報を体系的かつ容易に、低コストで把握できる環境を整備することや、企業がニーズを発信する環境を整備することが必要。
- ・ 特許庁は先行技術文献の検索環境の整備のため、国内外の特許文献と非特許文献をシームレスに検索できるシステムを検討中である。非特許文献に関しては、学術論文だけでなく、商品カタログや、オープン・ソース・ソフトウェアなども検索可能にすべきとの意見もある。
- ・ また、2007年3月に大学等を対象に運用が開始されたJSTの「特許・論文情報統合検索システム」は、2007年9月に企業等にも利用対象を拡大したが、アクセス数、利用者数とも未だ十分なレベルとはいえない。JSTが進めている利用動向や利用者ニーズの把握・分析、特許情報と文献情報の技術用語表記の違いへの対応等の利便性向上のための必要な措置を特許庁等関係省庁と連携しつつ着実に実施することが必要。
- ・ 技術戦略マップの改定は市場動向等を踏まえ毎年行われ、同一技術分野における産業界と大学研究者との意識の共有に役立っているが、企業が技術開発戦略と知的財産戦略の一体的推進を促すため、技術戦略マップに知的財産に関する情報を記載すべきとの指摘がある。
- ・ ライフサイエンス分野のリサーチツールについては、2007年3月、総合科学技術会議が「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」を決定した。産業界からは、政府資金を原資とする研究開発において当該指針を遵守するとともに、その国際的な普及に努めることや、リサーチツールデータベース（2008年度中に運用開始予定）によりライフサイエンス分野における研究開発を促進し、我が国の国際競争力の向上が図られることが期待されている。

視点2：外国への特許出願、外国企業等との共同研究等、大学等の国際的展開を一層加速すべきではないか。その際、現時点で大学等に不足している機能は何か。

- ・ 我が国の知的財産を諸外国で効果的に活用するためには、我が国由来の有用な発明について、適切に外国特許を獲得することが必要。また、オープン・イノベーションが進展する中で、国内企業等だけではなく、外国企業等との協業が重要であるが、その有効なリソースとして、外国企業等との共同研究等を積極的に活用することが必要。
- ・ しかし、外国企業と大学等との共同研究【図表6】、大学の研究費における外国由来の研究費の占める割合【図表7】は、極めて低い水準にある。その要因として、大学教員による海外の学会等での情報発信の結果、外国企業からの共同研究の打診があっても、その契約事務を処理するノウハウ・人材が大学の学部・产学連携組織に不足している、日本の大学の海外企業・大学へのアプローチ能力や海外への情報発信能力が不足している等の指摘がある。
- ・ また、我が国の大学のグローバル出願率【図表8】や、我が国由来のPCT出願における大学出願の占める割合【図表9】は、欧米に比べて非常に低い。
- ・ 多数の大学が外国出願のために活用しているJSTの「特許化支援事業」は、当該事業により米国へ出願された特許の査定率は88%と高い値を確保する一方で、2007年度は申請に対する採択率は36%に落ち込んでいる。これは、非競争的資金の予算縮減方針が継続されるとともに過去にPCT出願した特許が翻訳料のかかる各国移行段階へ進捗したことを見て1件当たりの支援単価が上昇してきているため、支援件数を削減したことによる【図表10】。
- ・ 大学の特許出願全体の質の向上を図り、外国出願すべき特許が着実に出願されるよう、必要な支援を行っていくことが必要。

視点3：産業競争力強化の観点から、職務発明制度は適切に運用され、機能しているか。

- ・ 2005年度の特許法改正により、職務発明に係る「相当の対価」については、使用者と従業者間の自主的な取決めに委ねられることになり、産業界からは、知的財産の創造活動が活発になった要因と評価されている。
- ・ ただし、グローバルに事業を開拓していくに当たって、各国間の制度の違いが外国企業や大学等との様々な形での協業、連携を阻害するおそれがあるとの産業界の懸念にかんがみ、国際競争力の強化の観点から、諸外国の職務発明に関する制度や契約慣行、我が国の職務発明制度の運用状況等について、継続的に情報収集及び評価を行うことが必要である。

(ii) 産学官連携による知的財産（研究成果）の円滑な事業化

視点 1：大学で創出された知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現する観点から大学の知的財産本部、技術移転機関（ＴＬＯ）に不足しているものは何か。その実現のため大学の知的財産本部やＴＬＯの在り方について、統廃合を含め抜本的に見直すべきではないか。

（産学官連携の現状）

- ・ 我が国の大学における知的財産活動は、これまでの国や大学自身の取組により特許出願件数【図表 3】・実施件数・実施料収入【図表 1 1】、共同研究数、受託研究数【図表 1 2】それぞれについて着実に増加しつつある。
- ・ しかしながら、特許実施許諾の件数については米国の水準に及ばず、特に、実施料収入（著作権等に係るものを含む）については米国の 80 分の 1 程度の水準にとどまっている【図表 1 3】。ただし、特許実施料収入のみを産学官連携の評価の対象とすることについては、発明から特許実施までには大きなタイムラグがあり、また、大学の産学官連携組織が特許実施料の最大化を目的として、「すぐにライセンスできるもの=重要」との誤った基準による特許出願の選定が行われている可能性があることから問題である。また、実施料収入は得られなくとも、重要特許の存在が企業との共同研究の呼び水となり更なる研究成果の創出を促進する面もある。このため、特許実施料単独で大学の産学官連携組織を評価することは不適切であり、より多面的な評価が必要との指摘がある。また、産業界でも特許はあくまで事業に必要な手段との位置づけであって、知的財産管理のみで利潤が生まれる性質のものではないことから、大学の知的財産活動に対して必要な資金は国が投入すべきとの指摘もある。
- ・ 産学官連携の成功事例も、産業界・社会のニーズへの対応のための連携（企業がリスクを負えない基礎研究を公的研究機関が補完する形で実施する等）、新規事業の創造拠点となっている連携、地域・中小企業の活性化やクラスターの形成となっている連携など、多様な形態で輩出されつつある【図表 1 5】。

（大学の知的財産本部やＴＬＯの機能と体制）

- ・ 大学の知的財産本部やＴＬＯは自らの目標と知的財産戦略を明確化するとともに、国全体としてのイノベーション促進の観点から、国は大学の研究成果の社会還元の円滑な実施に必要な機能を優先して支援し、必要ないものには支援しないとの原則に立つことが必要。
- ・ 大学の知的財産本部やＴＬＯに期待されている、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、特許化業務支援、企業への新しい事業コンセプト

の提案に係る機能等が不足している。これらは大学の产学官連携に対する意識が必ずしも十分でなく、大学の知的財産本部やT L Oに期待されている機能を実現するための人的・金銭的リソースがこれらの組織には不足していることが理由にある。また、大学の知的財産本部やT L Oには、大学の持つ特許や技術を企業に売り込む機能も求められているが、そのための営業能力を重視した人材採用を行っている組織は少ないとの指摘もある。

- ・ 大学の知的財産本部やT L Oをより効率的・効果的なものとするため、大学知財本部－T L O間やT L O同士の連携・統合や、高度な専門知識を集約する観点から複数の大学を対象とする特定の技術分野や機能に特化した専門組織への転換を進め、リソースの集約により機能を強化する必要がある。その際、产学連携人材の育成にも留意すべきとの意見がある。特定の技術分野に特化した専門組織の事例としては、今後活動範囲を全国ベースに広げていく必要があるという課題も指摘されているものの、京都大学が行ったi P S細胞研究関連の知的財産の管理組織（i P Sアカデミアジャパン株）が挙げられる。

(産業界の取組)

- ・ 産業界から大学へのアプローチの事例としては、2008年11月に発足した製薬業界の国際的な知識・経験を活用してi P S細胞関連の研究成果の特許保護を支援する「i P S知財支援プロジェクト（日本製薬工業協会）」が挙げられる。また、J S Tの「産から学へのプレゼンテーション」等で、企業のニーズを大学に伝える取組が始まっている。今後、大学からの技術移転について産業界側の積極的な取組が期待される。

(外部リソースの活用)

- ・ 世界的な不況の中、企業は大学からの有効な技術移転を期待しているが、必ずしもすべての大学の知的財産本部やT L Oが期待される機能をすべて備えているわけではなく、また大学は知的財産活動に割ける十分な資金を有しているわけではない。このため、一部大学におけるインテレクチュアル・ベンチャーズ（I V）へのアウトソーシング【図表17】や、広域T L Oとの連携等、外部リソースの活用が広がっている。他方、外部リソースの活用については、国税に基づく成果である特許権が不当に高額なライセンス料の請求のため濫用されるおそれがあるのではないか等の懸念が指摘されている。
- ・ 大学の产学官連携活動に係るリソース不足を解決する観点から、知的財産に関する知見を持つJ S Tや新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）等产学連携に関する公的機関の積極的な貢献が期待される。また、これら公的機関の人的・金銭的リソースについて、前述の統合組織や専門組織への転換や人材育成がなされる際に活用されることが期待される。
- ・ その上で、さらに必要とされる機能については、国税の成果である特許権が濫用され

ることのないよう対策を施した上で、その他の外部リソースを必要に応じ活用していくことが重要である。

- ・ また、地方大学を学の中心とし、産学官に加え金融機関が協力する取組である「(社)コラボ産学官」のような独自の取組の広がりも今後期待される。

(共同出願等)

- ・ 産学連携の代表的手段である共同研究や委託研究の推進やその成果の活用を円滑にするためには、共同研究や委託研究により生じうる共有特許権の活用のインセンティブ喪失や不実施補償の問題を解決していくべきとの指摘もある。引き続き、例えば、共同発明であっても、企業が自社事業の独自性を確保するために必要な製品技術については当該企業の単独出願とする一方、広く一般に利用させるべき基盤技術については大学による単独出願とする等、共同研究の研究分野や成果、共同研究の形態等の特性に応じて、共同研究成果の活用（ライセンスを含む）を促進していくことが必要。

視点2：産学官の情報共有や人材交流等が不十分ではないか。

(情報共有)

- ・ オープン・イノベーションの実現に当たっては、大学、国の研究機関、企業の役割分担を踏まえ効率的な分業が可能な環境整備が必要。しかし、企業からは、大学内の現状が分からぬという声がある一方で、大学からは、企業のニーズはその多くが秘密とされており、具体的な情報を入手できないという声があり、十分な情報共有が行われていない。
- ・ 前者については、例えば、大学の保有する技術について、大学の組織的な情報発信力の整備や、海外で一般的に見られるように大学から積極的にコンセプチュアルな提案をしていく意識を持つことにより積極的に情報発信を行うとともに、こうした努力を企業側が積極的に評価することが必要。後者については、企業が安心して大学との間で情報共有ができるよう、大学の教員及び学生と企業との間で、教育研究活動に配慮した守秘義務契約を重視していくとともに、企業側が大学の研究能力や研究成果を活用しようとする必要がある。
- ・ 一部の大学と企業との間で行われているように、包括的な共同研究契約を結ぶことや、優先的に会員企業に技術情報を提供する仕組みを設けること、学会等の場を活用して産学の研究関係者のネットワークを構築することにより、大学と企業間で研究チームを早期に結成し、効率的に共同研究を進めることが期待される。その際、企業が大学の知的財産の価値を最大化して活用できるよう、特許出願前から企業が関わるとともに、大学の学術・教育面での役割にも配慮しつつ、論文の細切れ発表は可能な限り避けるべきと

の指摘がある。

- ・ さらに、J S Tで進められている科学技術総合リンクセンター（J－G L O B A L：産学の研究開発活動や知的財産情報を体系的に収集・整備し、インターネット上の各種の科学技術情報を連携するシステム）の構築が、産学のニーズを反映しつつ行われ、イノベーションの加速に資するものとなることが重要。

(研究者、知的財産部員等産学連携に係る人材交流)

- ・ 企業と大学の研究者同士の交流は学会等において機会があるが、企業の事業担当者と大学の研究者の間の交流が極めて少ない。
- ・ 企業から大学への人材流入は一定数存在するものの、大学から企業への人材流入は極めて少ない。大学と企業間でのノウハウの交流による相乗効果を得る観点から、大学から企業への人材流入を拡大する必要がある。

視点3：大学における研究成果を大学発ベンチャーの創出につなげるとともに、成果を社会還元するための多様な支援体制、リソースが整っているか。

- ・ 大学発ベンチャーの設立数は順調に増加（約1800社）。しかしながら、事業化による研究成果の社会還元という観点から見ると、日本の大学発ベンチャーは未だ十分な成果を上げていない。
- ・ 設立数は米国に遜色ないレベルに達したものの、創業時の問題として、ベンチャーを戦略的に創出・経営できるような人材の不足や、高リスクゆえの資金供給の不足などの問題が指摘されている。
- ・ また、創業後に視点を移すと、米国では4割近くのベンチャーが創業後数年で何らかの形で市場から撤退しているのに対し、日本では不活性なものも含めその多くが存続している【図表18】。その一因として、大学内に整備されたインキュベーション・センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリを無償で利用できる仕組みなど、実質的な休眠ベンチャーが存続しやすい環境があり、十分な市場原理が働いていないとの指摘がある。
- ・ さらに、研究者がそのまま経営していることが多く、営業面を含む経営体制が整備されていないことが多い。
- ・ このような問題点を踏まえ、大学発ベンチャーを全体として活性化し事業化による研究成果の社会還元が効果的に進むよう、大学発ベンチャー支援の選択と集中へ向け既存の施策をより効率的なインセンティブスキームへと見直すとともに、適切な人的支援を行っていくことが必要。かかる観点から、J S Tが2009年度から開始予定の「若手研究者ベンチャー創出推進事業」においても、大学発ベンチャーを活性化する適切なインセンティブ付けが必要。

2. 知的財産の保護

(1) 知的財産の適切な保護

(i) 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

視点1：世界特許システムの構築に向けた取組を一層強化すべきではないか。

(ワークシェアリングの拡大)

- ・ 2006年度以降、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイ（PPH）の対象国を順調に拡大。利用者からは、「早期に権利を取得することができ有効」、「特許庁に対する手続の回数が少なくて済んだ」との評価あり。また、他国特許庁の審査結果を利用することにより、我が国特許庁の審査負担の軽減にもつながっている。
- ・ 他方、産業界からはPPHの更なる拡大の要望がある。また、PPHの利便性向上（例えば、請求項の同一性の判断基準の不一致、PPH申請手続の不一致等の改善）に関する要望も寄せられている。
- ・ ある試算によると、各国へ直接出願するルート（パリルート）と特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度を利用したルートでは、後者の方がコストは安く（5か国に出願した場合；【図表22】参照）、PCTの利用数も多くなっている。PCTは国際調査報告（国際出願に対する国際調査機関が行う先行技術調査結果の報告であり、国際公開時に添付される）、国際予備審査報告（国際予備調査機関が行う審査結果の報告であり、国際出願が各国での手続に入る前に出願人の請求に応じて作成される）の制度を備えており、ワークシェアリングを行うに際し有効な基盤となり得る。また、国際出願に関するサーチレポート作成と当該国際出願の基礎となっている国内出願の審査を同時に行うことにより、重複作業が軽減され特許審査の迅速化につながる。これまでもPCTに基づく国際出願料の引下げ等を行ってきており、今後も、PCTの利用拡大に向けた取組の拡充が必要。
- ・ 実質的な相互承認に向け、ワークシェアリングの効率を最大化するためには、審査基準や審査の質の調和も重要な要素であり、日米欧三極特許庁間での審査協力を更に深化させ、三極の活動の成果を他国へも拡大していくなどの取組が必要。また、先行技術文献が技術分野によりある国の言語の文献として偏在している（例えば、ある技術分野については多くの先行技術文献が日本語文献として日本に存在し、他の技術分野については英語文献として米国に存在するという状況がある）ことがワークシェアリングを行う上での障害の一つとして指摘されている。

(特許制度の国際調和)

- ・ 日米欧三極特許庁の間で合意した共通の出願様式については、当該三極共通様式の早期導入及び三極以外への拡大が求められる。また、請求項の記載形式など、三極共通出願様式に盛り込まれなかった事項や、拒絶理由通知書や先行技術調査報告の様式についても、その統一に向けた取組が必要である。
- ・ 実体特許法条約（S P L T）の実現に向けた議論については、グレースピリオド（発明の公表から特許出願までの認められる猶予期間；米国は12か月、欧州は6か月；ただし、欧州については、本人による国際博覧会への展示、本人の意図によらない開示に対してのみ認められる）や18か月公開の例外制度（米国においては国内のみの出願に関しては18か月公開の対象としないことも可能であるが、欧州はこのような米国の例外的扱いの廃止を主張）の問題等に関し、米国と欧州との立場の相違が顕在化し、交渉が難航しているが、米国の特許法改正の動きをとらえ、我が国が主体的に各国に働き掛けていくことが必要。

(国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善)

- ・ PCTに基づく国際出願の利便性の向上等を図るため、補正手続の電子化等の電子出願システムの改善が必要。
- ・ また、出願人の利便性向上を図る観点から、現在、日本を含めた少数の国・地域間でしか実施されていない優先権書類の電子的交換を他の国に対しても拡大することが必要。

視点2：アジアにおける知財制度の整備、権利取得に向けた支援策の拡充が必要ではないか。

(制度・運用面での改善)

- ・ TRIPS協定の発効（途上国は2000年に履行義務発生）により、途上国においても最低限の制度は整備され、加えて、一部の国々との間では、経済連携協定（EPA）の締結を通じてTRIPS協定に規定されている以上の水準の制度が担保されている。
- ・ 我が国企業の諸外国における知的財産の効率的な取得及び円滑な活用を促進するためには、当該国・地域に対して、制度・運用面での改善を二国間ベースで働き掛けていくことが引き続き必要。

(人材育成・情報化システム構築への支援)

- ・ 我が国の延べ3千人近くに上る研修生の受け入れや情報システム構築への支援により、アジア地域等における基礎的なインフラは整備されつつあり、円滑かつ公正な権利取得がある程度可能となったとの意見もある。例えば、フィリピンの出願事務処理システム（2

003年度)、タイの出願事務処理システム(2005年度)が構築され、インドネシア及びベトナムでは、2007年2月から、電子図書館(IPDL)のサービスが開始されたが、これには我が国からの支援が寄与していると見られる。

- ・ 日本弁理士会では東南アジア地域の代理人を対象とした実務者向けセミナーを開催(2004年度はシンガポールで開催し、15ヶ国145名参加; 2006年度はベトナムで開催し、15ヶ国85名参加)するなど、政府レベルだけでなく民間レベルでの人材育成も行われてきた。
- ・ しかしながら、当該地域においても特許出願数が増加する中、我が国出願人がこれらの地域において効率的に権利を取得するためには、引き続き、制度・運用体制の整備に向けた支援が必要である。

(急速な経済発展を遂げている国・地域への対応)

- ・ 日本政策投資銀行の調査【図表23】によると、ロシア、インド、中国での事業展開の拡大を予定している企業は多く、特に、インドやロシアに対しては、その企業数が前年に比べ増加している。他方、これらの国における特許出願件数をみると、中国について米国からの出願数よりも日本からの出願数が多いものの、インド及びロシアについては米国からの出願数よりも日本からの出願数は少ない【図表24】。また、これらの国における知財制度等に関する情報が入手しにくいとの意見も多い。企業における海外出願戦略に依存するところが大きいが、知的財産が威力を発揮するのは出願から10~20年後であることを踏まえれば、中長期的な視点から、これらの国・地域における権利取得を促進することが必要。

(ii) 知的財産の権利付与の迅速化

視点1：審査請求、審査件数の現状を踏まえ、今後の特許審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

- ・ 審査請求期間の短縮に伴い、出願人側で出願内容を精査し、審査請求を行うか否かを判断する時間が短くなったことにより、55%前後で推移してきた審査請求率が66%台へと上昇し【図表27】、審査請求件数が増加【図表25】。
- ・ このような中、任期付審査官の採用、検索外注の拡大を含めた審査処理能力の強化、企業における出願・審査請求構造の改革など、目標達成に向け、官民挙げての総合的施策を講じてきた。
- ・ 審査官一人当たりの審査処理能力が向上し、特許庁全体としての審査処理能力も2007年度は対2003年度比で約140%（請求項数ベース）へと向上【図表30】。2

006年8月から1年間実施した審査着手前の出願取下げ・放棄に対する審査請求料の全額返還措置の際には、出願人により、24,087件の取下げ・放棄がなされた。

- ・ 一連の施策の結果、審査請求件数が高い水準で推移している中においても、毎年度、短期目標を着実に達成し【図表30】、2007年度は審査待ち期間を28.3か月にとどめた。
- ・ 本年度は、2004年度に設定した中期目標（審査待ち期間がピークを迎える2008年度においても20か月台にとどめる）の達成年度であるが、この中期目標達成に向け、審査迅速化に向けた総合的施策を推進中。また、本年度から、審査請求件数と一次審査件数とが逆転し、これまで蓄積された滞貨（2007年度末で91万件）の取り崩しが始まる見込み。
- ・ 米国、欧州における審査待ち期間が長くなり、我が国の審査待ち期間と近くなっているが【図表28】、審査の迅速化（権利の早期確定）は、我が国企業の国際競争力の向上を図る上で重要な課題。
- ・ 66%台という高い水準で審査請求率が推移してきたことによる審査待ち件数（滞貨）のこれまでの蓄積、5年という残された期間を考えれば、2013年に審査待ち期間を1か月に短縮するという目標を達成するためには、審査処理迅速化に向けた取組の更なる強化が不可欠。
- ・ 引き続き審査体制の強化を図るとともに、一次審査時の拒絶理由通知に対して意見書・補正書の提出なく拒絶に至る出願等が多いことにかんがみ【図表31】、出願人による無駄のない戦略的な権利取得を支援する取組の強化が必要。出願人側にも、出願内容を見直す契機を提供するようなサービス（例えば、実体審査に入る前にその旨の通知をする等）に対するニーズもある。また、他国の審査結果を利用することにより審査処理の迅速化を図る観点から、特許審査ハイウェイの対象国の拡大等を図ることも重要。
- ・ なお、審査迅速化も重要な課題であるが、ビジネスリスクを低減する観点から、権利の安定性を確保するため、審査の質の一層向上も不可欠。

視点2：植物品種登録出願件数の増加が見込まれる中、今後の植物品種登録出願の審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

- ・ 2008年度までに平均審査期間（出願から登録までに要する期間）を世界最高水準の平均2.5年に短縮するため、審査官の増員、品種登録迅速化総合電子システムの導入などの取組を実施。
- ・ 平均審査期間は、2003年度に3.1年であったが、2007年度には2.9年度まで短縮され、本年度、目標達成が見込まれている。
- ・ 2010年度までに品種登録出願数が2000件に増加することが予想されるが、我が

国の農林産業の発展を図る上では、審査期間の長期化を防止し、平均審査期間2.5年という目標は維持する必要がある。

- ・当該目標の達成のためには登録品種等の画像データベースの構築、審査官の計画的確保・養成、海外審査機関との審査協力の拡大など、審査効率化に向けた取組を更に強化することが必要。

(iii) 知的財産の安定性・予見性の向上

視点：知財高裁を始めとした紛争処理手続は、知的財産の安定性・予見性の向上の観点から見て、適切に機能しているか。

(裁判所における紛争処理機能の強化)

- ・2005年の知的財産高等裁判所の設置を始めとして、知的財産に関する訴訟事件を専門的に扱う組織が整備されるとともに、知財関係事件を審理する裁判官数の増員、事件に対して技術的なアドバイスを行う専門委員制度の導入など、体制面での強化が図られた。
- ・裁判所における審理の迅速化に関しては、知財高裁及び地方裁判所における平均審理期間は、それぞれ短縮された【図表34】。
- ・裁判所における審理の質に関しては、日本経済団体連合会の行ったアンケート（2008年3月）によれば、知的財産の保護（権利化や権利行使など）に関する予測可能性が「高まった」と回答した企業の割合は42%であった【図表35】。知財高裁の大合議事件で示される判断は、知財高裁各部の部総括裁判官等で構成される合議体の評議により決定されるものの、できる限り知財高裁の裁判官全体の意見を反映して形成される運用となっているため、安定性があり、裁判の予測可能性を高めているとの評価がある。
- ・審理の質の追求は不斷に努力すべき課題。特許侵害訴訟において特許無効の抗弁が認められるようになってから、無効抗弁がなされる事件の割合は増加し、技術的事項について判断すべき場合が多くなっている。また、技術説明会での議論において、裁判官がより実質的に参加し、自己の意見を開示するなどして審理を一層充実したものとすべきとの意見がある。このように、裁判官には更なる技術的専門性の向上が求められているが、いかに優れた者であっても、訴訟の場で問題になるすべての先端技術に精通することは不可能であるという実態もある。一方、当事者代理人の技術的専門性の向上こそが必要との指摘もある。
- ・我が国においては、法科大学院における入学者の3割以上を学部段階において法律以外の専攻分野を修めた者や実務の経験を有する者などとするよう努めることが求められており（平成15年文部科学省告示第53号）、一部の法科大学院（東京大学、明治学院大学）では理系学部出身者等に対する特別枠が設定されているが、入学者のうち理系学部

出身者が占める割合は2005年度7.8%であったのに対し、2007年度は4.8%へと減少した。また、実際に技術的素養を有する司法試験合格者を裁判官として採用したとしても、裁判官としての一定の知識・経験がなければ、その裁判官が即座に知財訴訟の場で活躍できるものではなく、知的財産に関する充実した識見を備えた裁判官の育成には、長期的視点が不可欠である。また、企業の知財活動がグローバル化する中、裁判官にも知的財産を取り巻く国際的情勢に関する知見の一層の向上も求められる。

- ・ また、裁判官を補佐するため、従来から調査官制度があるが、米国連邦巡回区控訴裁判所のロークラーク数と単純比較すると、調査官の数は少ない【図表36】。なお、図表中の注釈にあるとおり、調査官とロークラークとでは、経歴、資格要件が異なり、その数のみで単純比較はできない点には留意が必要。
- ・ 2004年度に専門委員制度が新たに導入された。専門委員制度に関しては、判決数に比して事件に関与した専門委員の延べ人数が少ないと、一つの事件に対して複数人の専門委員が選定されることにかんがみれば、専門委員が関与した事件数の割合は少ないと推測される。これまでも、専門委員の増員や専門委員及び裁判官が参加して事例研究を行う「専門委員実務研究会」の開催などの取組が行われてきたが、引き続きかかる取組を強化し、専門委員の効果的活用を図るべきである。

(いわゆる「ダブルトラック」の問題)

- ・ 2000年4月の「キルビー特許事件」の最高裁判決において、「特許に無効理由が存在することが明らかである」場合に「特許侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができる」旨判示し、侵害訴訟において特許の有効性は判断できないという従来の運用が変更された。さらに2004年の特許法改正により、特許法104条の3が新設され、無効理由の存在が「明らか」であるか否かにかかわらず、特許侵害訴訟における無効抗弁として特許の有効性が争える旨、規定された。
- ・ しかし、この無効審判と特許侵害訴訟における無効抗弁との両方において特許の有効性を争える制度（いわゆる「ダブルトラック」）が特許の安定性を損ね、権利者に弊害をもたらしており、この問題に対し、無効審判の審判請求期間の制限、無効審判の遡及効の廃止などの対策があり得るとの指摘がある。

(侵害訴訟における特許権の無効)

- ・ 日本経済団体連合会の行ったアンケートによれば、知的財産の保護（権利化や権利行使など）に関する予測可能性が「低くなった」と回答した企業の割合は12.3%であるが、その回答の主な理由として、裁判所で特許権が無効となるケースの増大が挙げられている。
- ・ 「キルビー特許事件」の最高裁判決以降、裁判所における特許侵害訴訟において、特

許権が無効とされる割合は増加【図表37】。一方で、地方裁判所における特許侵害訴訟の新受件数は、2004年度まで増加したが、以降、減少若しくは停滞気味である。この原因を裁判所で特許権が無効となるケースの増大に求める向きもある。

- しかし、権利者側敗訴の割合は平成12年以降、ほぼ横ばいともいえ、そもそも訴訟に至る以前にライセンス等が行われており、訴訟となる案件は氷山の一角に過ぎず、仮に訴訟となつたとしても、判決に至る前に和解で終結するケースも多い【図表39】ことにも留意すべきとの意見もある。
- 特許権が無効となるケースについては、更なる原因の分析が必要であり、その上で措置を講じる必要があるが、①特許庁の審査段階で発見できなかつた先行技術文献の事後的な提出、②特許庁と裁判所の特許性（進歩性等）の判断の齟齬の可能性が原因としてまず考えられる。ビジネスリスクの低減は重要な課題であるところ、無効となるケースの詳細な分析を進めるとともに、特許庁における審査の質の確保を図るための取組を強化すべき。

(特許庁における審査の質の確保)

- 本年度、特許庁は、企業や大学等の研究者・技術者等からなるコミュニティが特許出願に対してレビューを行い、その結果（特許審査上有益な先行技術文献）を特許庁に提出するコミュニティ・パテント・レビュー（CPR）を試行中。また、国内外の特許文献と非特許文献をシームレスに検索できるような先行技術文献の検索環境の整備について検討中である。非特許文献に関しては、学術論文だけでなく、商品カタログやオープン・ソース・ソフトウェアなども検索可能とすべきとの意見もある。その他にも、国際標準の先行技術文献化について、欧州特許庁とETSI（欧州電気通信標準化機構）が研究している。国際標準は完全にオープンにできない場合があることや公知の基準についての問題があるが、我が国特許庁においても国際標準の先行技術文献化を検討すべきである。
- また、2004年度に異議申立制度（付与後異議制度）が無効審判により代替可能であるという理由等により廃止されたが、無効審判の件数は付与後異議制度の廃止に伴い伸びていない（無効審判請求件数は2003年度の254件から2004年度の358件へと増加した後、減少傾向；異議申立件数は、2003年度は3,896件）。産業界からは、無効審判は、(i)特許の無効を訴えるに当たり審判請求人として身元を明示する必要があること、及び当事者対立構造をとるため負担が大きいことから、従来の異議申立制度と比較すると利用しにくいとの理由、(ii)早期審査及びスーパー早期審査の利用、並びに審査待ち時間の短縮が進み、特許出願の審査に有益と考えられる情報提供の機会が第三者に与えられることなく、公開前に特許付与されるケースが増大することが今後予想されるとの理由から、異議申立制度の必要性について再検討すべきとの意見がある。
- 裁判所と特許庁の特許性に係る判断の齟齬に関しては、これまでも特許の有効性に関して裁判所と特許庁の判断が食い違つた案件については、その原因を分析し、審判官にフィードバックを行うことで、特許庁における審判の質の向上に役立てている。

- ・ また、審査、審判、裁判における判断の調和を図るべく、司法関係者、法学者等をも構成員とする「審査基準専門委員会」が本年度から産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置されており、当該委員会が有効に機能することが期待される。

(意匠制度の活用状況等)

- ・ 近年、意匠出願件数が減少傾向（2004年：約4.1万件、2007年：3.7万件）にある。意匠の類似範囲が不明確であるため、結果的に意匠権はデッドコピー（形態をそのまま模倣した物品）しか排除できないという問題がある一方で、デザイナーも斬新なアイデアを創出できていないとの指摘もある。
- ・ 特許庁が意匠審査のために国内外の雑誌、カタログ等を公知資料として収集、抽出、電子化した意匠公知資料データベースを企業における先行意匠調査やデザイン開発においても利用可能とすべく、2006年からそのデータベースの公開の取組みが実施されている。

(裁判外紛争処理手続の利用)

- ・ 裁判外の紛争処理手続については、日本司法支援センターや日本知的財産仲裁センター等により、その利用促進を図るべく、周知活動が行われてきた。知的財産に関する裁判外訴訟手続の利用件数は、知財仲裁センターにおける件数を見る限りでは、近年はほぼ横ばい傾向である【図表40】。
- ・ 裁判外紛争処理手続は、柔軟性、専門性、迅速性、非公開性等のメリットを有している。これらのメリットを一層活用し、利用者ニーズに合った紛争処理サービスの提供を図ることが望まれる。

(iv) 新技術等の知的財産の適切な保護

視点：新技術の出現やビジネス環境の変化等に的確に対応して、保護の対象、期間の見直しは適切に行われているか。

(特許の保護)

- ・ 医療分野については、諸外国の情勢、技術革新や市場の動向を踏まえつつ、審査基準の改訂を実施。その他の分野についても、昨年の分野別知的財産戦略の策定等を通じ点検を実施。
- ・ 特許権存続期間延長制度については、現在、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許権の存続期間の延長制度検討ワーキンググループにおいて、総合的な検討を実施中。
- ・ 本年度から産業構造審議会に設置された審査基準専門委員会により、特許審査基準及

びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ定期的に実行されることが期待される。

(特許制度に関する様々な論点)

- 特許制度に対しては、特許の保護対象、保護期間以外にも、適切な権利行使の在り方、実施許諾意志の登録制度、紛争処理スキームの在り方などの検討の必要性も指摘されている。イノベーション促進のための知的財産戦略をさらに強化していくために、総合的見直しが必要である。

(実用新案の保護)

- 1994年に無審査登録制度に移行して以降、実用新案に係る出願件数は減少の一途をたどっていたが、制度改正により、2005年度には対前年度約40%増の11,386に増加する【図表41】など、産業界のニーズに合致した制度運用がなされているものと見られる。

(デザインの保護)

- 欧州、米国と同様に画面デザインを保護の対象とするなど国際動向を踏まえた制度改正を実施。
- 本年度の産業構造審議会における意匠審査基準WGの設置により、意匠制度及びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ定期的に実行されることが期待される。

(植物新品種の保護)

- 国際動向やビジネス実態の動向等を踏まえ、数次にわたり制度改正を実施。
- 例えば、育成者権の加工品にまで拡大については、小豆の登録品種「きたのおとめ」及び「しゅまり」の加工品の輸入が阻止されるなど、実際上の効果も上がっている。

(ブランドの保護)

- 地域団体商標については、着実に登録件数が伸びているものの、当該地域ブランドの保護・活用については、戦略性の欠如等により、これまでのところ大きな経済効果をもたらしていないとの指摘もある。また、地域団体商標は商品の品質までも審査・保証する制度ではないが、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える(GI)制度について、WTO(世界貿易機関)で議論されている地理的表示の導入と合わせ検討することが必要。
- 国際的な制度調和の観点や小売業に対する利便性の観点から、小売等役務商標制度が導入された後、当該制度を利用した商標登録は約7,700件に上っている。
- 現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音、動き、ホロ

グラム等の新たなタイプの商標を保護対象とすることについて検討中。

- ・ 本年度から産業構造審議会の商標制度小委員会において、商標審査基準の見直しを検討していくこととなっており、今後、審査基準及びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ行われることが期待される。

(不使用商標の問題)

- ・ 近年、不使用商標の存在により後願の商標出願人の商標選択の余地が狭まる問題が指摘されているため、不使用取消審判の請求適格を拡大する法改正や願書に記載された指定商品・指定役務について出願人の商標の使用又は使用の意思を確認する旨の商標の審査基準の改定が行われる等、不使用商標の削減を図る施策が実施されてきた。
- ・ しかしながら、先願の不使用商標により後願の商標出願が商標法4条1項11号の規定（既に登録された他人の商標に抵触する商標）で拒絶される問題については、引き続き何らかの対処が必要であるとの意見がある。例えば、先願の商標権者が倒産し、その後に適切な権利移転や放棄等が行われず不使用のまま放置された商標権の存在により、後願の商標出願が商標法第4条1項11号の規定に基づき拒絶され、商標取得の障害となったこと（後願の商標権者が先願権利者とコンタクトできず、不使用が明らかな商標に対して拒絶理由を解消するためにわざわざ手間と費用をかけて不使用取消審判の提起の可否について検討せざるを得なかったケースや先願商標権の次回の商標更新のタイミングまで待たざるを得なかったケース）等が指摘されており、現行の商標制度が利用者の利便性を損ねているとの意見もある。
- ・ 今後は、近年の経済状況の悪化による企業の倒産が予想され、倒産した企業が名目上の権利者となっている不使用商標の増大も懸念されるところ、引き続き、不使用商標の削減や出願人の利便性を向上させるための施策を講じることが必要である。

(医薬品の試験データの保護)

- ・ 新医薬品と同等の医薬品の承認申請に関し、医薬品の安全性等をより一層確保する観点から、新医薬品と同様の試験データの添付を求める期間が6年から8年に延長された。結果として新医薬品の試験データを保護する期間が延長されたことに、産業界から高い評価が寄せられている。他方、産業力強化の観点から更なるデータ保護期間の延長の要望がある。

(v) ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

視点1：ノウハウ等の情報を所有する側の情報管理に対するマインド及び体制の水準は十分か。

- ・これまで、ノウハウ等の管理については、対象者別、業種別のガイドライン等を多数作成。
- ・経済産業省の「情報処理実態調査」（全国のコンピュータ及び情報処理サービスを利用している民間事業者を対象としたアンケート調査；平成18年度有効回答企業の平均従業者規模は1,091人）によると、リスク分析や委託先の対策実施状況の確認等の組織的な情報セキュリティ対策を行っている企業の割合は、平成15年度から平成18年度にかけて、46.5%、59.1%、60.2%、62.7%と推移しており、情報セキュリティについての産業界の認識が高まっている。
- ・「金型図面や金属加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」に関しては、金型企業を対象とした調査結果によれば、回答企業の約8割が指針の効果があったとの評価をし、流出事例の発生頻度は、2002年度（指針策定時）2社中に1社以上だったものが、2004年度には18社に1社程度へと大幅に減少している。
- ・他方、教職員・学生の守秘義務に係る規程を設けている大学は、2007年度時点で46.0%となっている（文部科学省の「产学研連携等実施状況調査」：規程を「整備済」との回答が46.0%、「平成20年度中に策定予定」との回答が12.3%、「平成20年度以降策定予定」が41.7%）。一部大学では、特許として公開するか、営業秘密として秘匿するかの戦略がないまま情報発信しているため、これが単なる情報流出になっているのではないかとの指摘もある。
- ・また、広域関東圏における過去に特許出願をしたことある中小企業（知的財産に対する認識がある企業）においては、約4割の企業が秘密保持義務を就業規則等に規定し、約2割の企業が秘密情報のアクセス制限・区分管理を行うなど、情報管理の取組は一定程度進んでいるものの、「特にノウハウの管理をしていない」という企業が52.1%存在しており【図表4-4】、未だ改善の余地がある。
- ・オープン・イノベーションが進展する中で、中小企業や大学における情報管理体制が整っていないことや、中小企業が取引先である大企業によりノウハウ等の流出被害を受けていること等が大企業、中小企業、大学の間の共同研究の実施等の障害となっているとの指摘もある。

視点2：不正競争防止法に基づく意図せざる技術流出防止のための規制は、実効的に機能しているか。

- ・これまで不正競争防止法を数次にわたり改正し、2004年の法改正により、民事訴訟における秘密保持命令を導入する等の規制強化を図ってきた。
- ・現行の不正競争防止法の営業秘密侵害罪については、その侵害罪の構成要件が限定的

に規定されている（営業秘密の使用・開示を対象とし、また、他者との競争関係を前提としている）ため、必ずしも十分な抑止力となっていない、との指摘がある。

- ・ 営業秘密侵害に関する刑事罪導入（2003年度）以来、立件された事例はあるものの、起訴された事例は1件もない。
- ・ 2006年度に実施したアンケート調査によると、約35%の製造関係企業が「技術流出があった」と回答し【図表45】、約4割の企業が「なお技術流出の不安がある」とし、約2割の企業が法律などの規制強化が必要と考えている【図表46】。
- ・ 本年度、産業構造審議会知的財産政策部会「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」において、不正競争防止法の営業秘密侵害罪に関し、
 - ① 使用・開示行為を中心的な実行行為として捉える現行制度では、その使用・開示行為が競業他社内、海外で行われる場合には、立証の困難性のため十分な抑止力とならないのではないか、
 - ② 「不正競争の目的」をもつてした行為を処罰対象としているため、図利加害目的や海外政府を利用する目的で行われる場合に対しては、現行制度は十分な抑止力とならないのではないか、
 - ③ 刑事裁判における審理公開により営業秘密の内容が公にされると、企業に被害が生じるため、当該企業が告訴を躊躇してしまうのではないか、という問題点が提起され、これらの論点について、法的措置も含め検討。
- ・ 同委員会において、営業秘密侵害罪の刑事処罰を可能とする範囲を拡大するとともに、その刑事訴訟手続に関しては、裁判の公開原則等に配慮しつつ、手続において営業秘密が公になることを防止するための法的措置の在り方を検討し、早急に成案を得ることを目指すべきとの結論が得られた。

視点3：海外への意図せざる技術情報流出防止に対して、十分な措置が講じられているか。

- ・ 不正競争防止法の2005年度の改正によって、不正の競争の目的で営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為を刑事罰の対象とした。
- ・ 経済のグローバル化の進展により我が国企業の活動拠点も海外へと広がっている中、海外においては、我が国とは法制度及び労使慣行も異なるため、国内で事業活動をする際の技術情報の流出とは異なったリスクが存在する。
- ・ 近年、サプライチェーンのグローバル化が進展する中、アジア地域の企業が技術的にキャッチアップしてきている一つの要因として、我が国の技術が流出していることもあるのではないかといわれており、自社内での技術情報の管理が十分にできていると考えている企業でさえも、その9割以上が取引先を介して情報が流出するリスクを大きな問

題として捉えている【図表48】。

- ・ また、先使用権については、中国等諸外国における制度やその立証方法が我が国と異なっており、先使用権を円滑に利用できないとの意見や、中国等諸外国に対して我が国との制度調和を図るべく働き掛けを行うべきとの意見がある。

(vi) 利用者ニーズに応じて進化する知財システムの構築

視点：知的財産制度に係る運用や手続は、ユーザー側のニーズを踏まえた、十分に利便性の高いものとなっているか。

- ・これまで、利用者からのニーズを反映し、IPDLの機能向上、早期審査の要件緩和等を行い、これらにより、IPDLに係る検索回数【図表49】や早期審査の申立件数【図表50】は増加。
- ・特許庁は、2008年10月から、特許審査に関するスーパー早期審査の試行を開始。また、2007年度から、中小企業の要望に対する検討結果を公表するなどの行政サービスの改善を図る新たな取組を実施中。
- ・我が国は、世界でいち早く電子出願の受付を開始し、現在、特許・実用新案の電子出願率は2007年度97%であり、欧米より高く（米国特許商標庁の電子出願率は特許が49%、商標が95%、欧州特許庁の電子出願率は42%）、利用者の利便性の確保という点では、これまでも先進的な取組を行ってきた。また、権利取得・維持に要するコストについては、厳密な比較はできないが、欧米と比較して相対的に低いと言える。
- ・しかしながら、例えば、特許審査処理に関しては、早いタイミングでの審査だけでなく、遅いタイミングでの審査へのニーズ、IPDLを始めとした情報提供に関しては、提供される情報、検索機能等の更なる改善に対するニーズなど、依然、多くのニーズが寄せられている。
- ・他方、事業活動のグローバル化の進展や情報技術の発達に伴い、利用者からのニーズは国内の運用改善にとどまらない（例えば、特許を複数国に海外出願する場合、翻訳費用や外国における弁理士費用もあり、出願人のコスト負担は大きい）。知的財産システム全体としての高コスト構造が問題視されている中、国内制度運用に係る行政サービスのみに焦点を当てだけでは不十分。出願に至るまでの間に出願人が利用する弁理士等が提供するサービスの質の向上、さらには、知的財産訴訟に関するコストという面では、権利の安定性（権利の質）の向上も重要な課題。
- ・このため、権利取得から権利行使に至るまでのトータルな知的財産システムについて、業務効率化のみならず、利用者が負担するコストに見合った質のサービスの提供が行われるよう、不断の見直しを行うことが必要。

(2) 模倣品・海賊版対策の強化

(i) 外国における対策

視点1：侵害発生国・地域に対する制度改善や取締り強化に係る働き掛け等の二国間協議による取組は十分か。

(これまでの模倣被害率等の推移)

- ・ 関係省庁・官民が連携した侵害発生国・地域への働き掛け等の取組の結果、日本企業の模倣被害率（模倣被害を受けたと回答する企業の割合）は、若干の低下傾向が見られるものの（2002年：27.4%→2006年：23.0%）、高止まっている（特許庁「模倣被害調査」）。
- ・ 2007年度の模倣被害調査によると、「海外での模倣被害は増加傾向」（48.5%）【図表56】、「中国において模倣被害を受けた」（71.0%）【図表57】と回答する日本企業は依然として多く、引き続き、強力かつ継続的な働き掛けが必要である。
- ・ 2007年度の同調査によると、日本企業が模倣被害を受けている主な製品は、一般機械・産業機械（16.9%）、電子・電気機器（12.6%）、雑貨（12.0%）（鞄その他身の回り品、台所・食卓・洗面用品等）、運輸・運搬機械（8.4%）となっており、これら製品が約半分を占めている。また、高額（被害額10億円以上）の模倣被害を受けている主な製品は、産業機械、電子部品・デバイス、小額被害（被害額5千万円以下）については、産業機械、食品、繊維、その他雑貨となっている。

(最近の模倣品・海賊版をめぐる傾向)

- ・ 模倣被害（製造・経由・販売消費のいずれかにおいて被害があった場合）を受けたと回答する日本企業の割合を国・地域別に見ると、2002年以降一貫して中国が最も高く、また伸び率も中国が最も高い（2003年度調査：58.3%→2007年度調査：71.0%）。次に高いのが台湾（2007年度調査では31.9%、2002年以降同水準で推移）、その次が韓国（同30.4%）となっている【図表57】。また、日本国内で押収された偽ブランド品の仕出国（国内での押収後に発覚）、水際で差し止められた知的財産侵害物品の仕出国（輸入差止時に発覚）についても、中国の割合が最も大きく伸び率も高い【図表58】【図表59】。
- ・ 中国から輸出される模倣品（日本企業の製品の模倣）は、日本（14.0%）、台湾（7.3%）、韓国（6.0%）や東南アジア向けのものが多いものの、欧米等世界各地にも幅広く輸出されている【図表60】。中国においては、取締りが強化されている一方で（2005年の水際での知的財産権侵害事件摘発件数は2002年比2倍以上【図表61】、2005年実績では96%が輸出の摘発）、取締りが模倣品の生産量に追いついていない

という指摘もある。

- ・ 世界的な模倣品・海賊版対策の強化に伴い、摘発を逃れるため、模倣品業者・海賊版業者による手口の巧妙化傾向が見られる。例えば、ノーブランド品と模倣ラベルを分離して製造・管理し販売時にラベルを貼付する等、製造・販売方法における手口の巧妙化が指摘されている。最近では、模倣品の部品が中国から東南アジアに輸出され組み立てられるという傾向が指摘されている。
- ・ インターネットによる模倣品・海賊版の拡散の問題も指摘されている。2006年には、模倣被害を受けた日本企業のうち約4割（40.3%）が通販サイトやインターネットオークションなど、何らかの形でインターネットを利用した手口による被害を受けている（2007年度模倣被害調査）。税関での知的財産権侵害品の輸入差止に関しては、一件当たりの平均差止点数が年々減少するなど（2007年には初めて50点を下回った）小口化が進んでおり、インターネットによる注文を通じ、郵便物等により少量の偽ブランド品等を輸入する手口が多く用いられていることがうかがえる。（小口化については「(ii) 国内における対策」において後述、【図表6-3】）
- ・ 模倣品の中には国民の安全・安心を脅かすものもある。近年では、模倣医薬品が世界各地で流通しているとの指摘がある。我が国における知的財産権を侵害する医薬品の輸入差止件数も2007年に急増しており、欧米においても増加傾向が見られる。

(官民合同ミッション)

- ・ 2002年度以降継続的に、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）と政府が合同で中国にミッション（ハイレベル・実務レベル）を定期的に派遣し、「協力と要請」をテーマとして、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請するとともに、能力構築等に係る協力につき協議・実施してきた。
- ・ 2007年度にインド、2008年度にUAE、サウジアラビアに初めて官民合同ミッションを派遣し、知的財産権に係る問題について協議を行った。
- ・ 中国においては、2004年以降順次、我が国からの建議事項に対応する分野において、知的財産保護に係る法令改正（刑事訴追基準の引上げ、情報ネットワーク伝達権保護条例の制定、商標審査基準の公開、特許・実用新案・意匠審査基準の改正、水際における負担の軽減等）が行われるとともに、運用の改善（知的財産権通報センターの設置、判決の公開、特許審査期間の短縮、著名な商標の保護等）が行われている。
- ・ 近年の対中ミッションにおいては、不正競争防止法による取締りの強化（中国では2008年度「傍名牌」対策や再犯への罰則強化等を盛り込んだ法改正作業中）、地方保護主義の是正（地方への指導の徹底）、再犯対策の強化等を継続的に働き掛けている。
- ・ 官民合同ミッションにおいて議論した事項は日中ハイレベル経済対話、日中経済パートナーシップ協議等において取り上げられているが、今後、当局間協議を含む様々な場を通じて、継続して取り上げていく必要がある。

(侵害発生国・地域等との閣僚級協議、当局間の協議)

- ・ 閣僚級の協議として、日中ハイレベル経済対話、経済産業大臣と中国商務部長との会談、経済産業大臣と中国国家質量監督検査総局長との会談等を通じて、継続的な働き掛けを行ってきた。2008年5月の日中首脳会談では、知的財産について、法制度整備や人材育成のための協力の進展や、地方での法執行強化に向けた議論の進展を歓迎するとともに、この動きを拡大することで一致した。
- ・ 当局間の協議として、日中経済パートナーシップ協議、経済産業省と中国商務部の次官級定期協議、日中商標長官級会議、日中特許庁長官会議、日中韓関税局長・長官会議、日中警察庁公安部定期協議、日中著作権協議等の継続的な協議を実施してきた。日中韓関税局長・長官会議の下には、2007年10月、知的財産保護に関する実務責任者による第1回の作業部会が開催され、情報交換の促進・啓発活動の強化、権利者との協力を含むアクションプランが取りまとめられ、2008年11月の第2回作業部会では、情報の活用状況等のフォローアップを実施した。
- ・ 自由貿易協定（F T A）、経済連携協定（E P A）等の二国間協定・複数国間協定を締結する際に、知的財産部分について、実効的な知的財産権の保護や取締り等の執行を確保するための条項を盛り込むよう積極的に交渉し、これまで、シンガポール、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン等とそのような協定を締結してきた。
- ・ その他二国間協議としては、日米首脳会談、日EU定期首脳協議等の首脳レベルの二国間協議において、模倣品・海賊版対策を含む知的財産権分野の協力強化を確認してきた。
- ・ 今後は、引き続き、これら取組の更なる推進を通じて、模倣品・海賊版の供給元を取り締まるため、制度整備、取締りの強化、罰則の強化等の働き掛けや情報交換を行うことが必要である。

(侵害状況調査制度等)

- ・ 2005年4月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知的財産権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。
- ・ 同月、同制度に基づき初の調査申立てがなされた。調査の結果を受け、2005年11月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が続けられている。2008年8月までに、香港政府と4回にわたり協議を行い、必要な法改正を行う旨回答を得ている。
- ・ 同制度がその条件等から利用しにくいとの指摘があり、その利用実績は当該1件にと

どることを踏まえ、同制度の在り方について、欧米における制度の現状等も参考にしながら検討し、必要に応じて同制度を見直す必要がある。

- ・ 外国政府の制度や運用上の問題を調査する同制度の外、中小企業庁においては、日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワーク等を通じ、海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対する模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定等の現地侵害調査を実施するための経費の3分の2（上限300万円）を国が補助する「中小企業知的財産権保護対策事業」を実施している。

（在外公館等現地における支援機能の強化）

- ・ 2005年には、在外公館における支援機能を強化するため、すべての在外公館に知的財産担当官を任命し、在外公館向けに知的財産権侵害対応マニュアルを作成した（2008年7月に第2版を発行。）。また、在外公館の知的財産担当官の能力向上を図り、在外公館・JETRO現地事務所・現地日本企業の連携を深めるため、特に日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催してきた。2006年に中国、韓国において、2007年は韓国、タイ（ASEAN諸国及びインドを対象）において、2008年は中国において開催した。
- ・ 現地においては、JETROが現地事務所を拠点として相談対応、情報提供等、現地日本企業の知的財産保護を支援してきた。特に、JETRO現地事務所は、現地におけるIPG（知的財産権問題研究グループ：現地日本企業から成る知的財産問題検討のための委員会）の事務局を務めることにより現地企業間の情報交換を支援してきた。2008年6月までに、中国の3か所を含む合計15か所のIPGが活動している。
- ・ 知的財産担当官と現地日本企業との密接な連携に基づく取組は、模倣品被害の多い一部地域で開始されている（例えば中国やベトナムにおいてはIPG会合に積極的に参加、ブラジルにおいてはIPG設立に協力）。
- ・ 今後は、知的財産担当官、現地日本企業、JETRO現地事務所の間の更なる緊密な連携を図るとともに、知的財産権侵害対応マニュアルの定期的な改訂、研修・情報提供の強化等現地における支援機能の更なる向上が必要である。

（被害実態調査）

- ・ 特許庁では、毎年、「模倣被害調査」を行っており、国内の企業（産業財産権の出願上位8,000社）に対し、毎年、模倣被害（知的財産権を侵害した製品・サービスが製造・販売されることで権利者の利益を損なう可能性のある被害。著作権侵害も含む。）に関するアンケート調査を実施している。この調査により、模倣被害率（模倣被害を受けたと回答する企業の割合）等、模倣被害の現状と傾向が明らかにされている。
- ・ 経済産業省では、2005年以降毎年、中国に進出又は取引を行っている日本企業に対して、中国での救済手続の利用状況等に関する「中国における知的財産権侵害実態調

査」を実施している。

- ・ 2004年の特許庁による調査においては、中国、台湾、韓国、タイの4カ国・地域における模倣・海賊行為による日本企業の被害総額は、利益ベースで約1.2兆円、売上高ベースで約17.9兆円と推計されている。
- ・ 著作権侵害に関する実態調査に関しては、上記「模倣被害調査」を除き、政府による調査は行われていない。民間における取組としては、例えば、「③インターネット上における対策」において後述するように、(社)日本レコード協会による調査（違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査）、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)日本音楽著作権協会及び日本国際映画著作権協会による調査（ファイル共有ソフトの利用実態調査）、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会及び(社)日本音楽著作権協会による調査（「Winnny」ネットワーク上の無許諾流通コンテンツ実態調査）がある。
- ・ 今後は、引き続き被害実態調査を行うとともに、東南アジア等の他の地域やインターネット上の被害実態についても調査を行う必要がある。

(能力構築支援)

- ・ 2005年、模倣品・海賊版関係省庁連絡会議において、アジア諸国・地域を対象（中国を重点対象）とした国・地域ごとの「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」を策定した。当該戦略に基づき、関係省庁において能力構築支援を実施している。

(CJマーク事業)

- ・ 2005年以降、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）は、コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）を活用し、中国、香港、台湾を対象に現地政府・当局取締機関と共に取締活動を実施しており、2008年9月までの間に6,569件を取り締まり、約500万枚の海賊版DVD等を押収した。

視点2：多国間協議における取組は十分か。

(多国間協議における議論)

- ・ G8においては、2005年7月のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版対策の強化に関する共同文書が採択された。これに基づき、模倣品・海賊版のための措置等を検討するG8知的財産権専門家グループ会合が開催されることになり、2005年10月以降、2009年2月までに計8回開催されている。2006年G8サンクトペテルブルグ・サミット、2007年G8ハイリゲンダム・サミット、2008年G8北海道洞爺湖サミットに於いて、首脳宣言での知的財産権の効果的な促進と保

護の重要性への言及がなされている。

- ・ A P E Cにおいては、各国・地域ごとの「知的財産権（I P R）サービスセンター」の設置、「A P E C模倣品・海賊版対策イニシアティブ」の策定（日米韓共同提案）等につき我が国から提案し、実現してきた。I P Rサービスセンターは、我が国においては政府模倣品・海賊版対策総合窓口（「(ii) 国内における対策」において後述）が担い、企業等への情報提供・相談窓口として、我が国のはか複数の国・地域においても設置されている。A P E C模倣品・海賊版対策イニシアティブは、これまでに各種モデルガイドライン策定により順次具体化されてきた。
- ・ 2 0 0 8 年の世界模倣品・海賊版撲滅会議においては、外務省ハイレベルから我が国が模倣品・海賊版対策を含む知的財産戦略を強力に推進していることを世界に示し、同対策への国際世論を高めた。
- ・ W C O （世界税関機構）においては、税関における知的財産権侵害物品の取締りに関するベスト・プラクティスが議論されており我が国も議論に積極的に参画した。

（A C T A）

- ・ 我が国は、2 0 0 5 年G 8 サミットにて、模倣品・海賊版拡散防止条約（A C T A、仮称）の必要性を提唱し、その後、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、A C T Aの実現に向けて積極的に議論を推進してきた。
- ・ 2 0 0 8 年のG 8 サミット首脳宣言においては、本条約構想が明示的に言及され、交渉の加速化の奨励及び同年中の交渉終結の追求が記載された。
- ・ A C T Aは、法的規律の形成、法執行の強化、国際協力の推進を主要な柱として議論が進んでいる。法的規律の形成の中では、水際措置、刑事手続、民事手続、インターネット上の海賊版対策といった事項が検討されている。
- ・ 2 0 0 8 年6月以降、条文案をベースとした交渉が行われており、2 0 0 8 年1 2 月までに協議が4回行われ、水際措置、刑事及び民事手続等の法的規律や国際協力の推進、執行の強化等を中心に議論が行われてきた。
- ・ 今後も引き続き、A C T Aの早期実現を目指して議論をリードしていく必要がある。

（ii）国内における対策

視点1：水際取締りは十分な効果を上げているか。

（取締り実績の推移）

- ・ 水際ににおける取締り強化の結果、知的財産侵害物品の輸入差止件数は年々増加し、2 0 0 7 年には2 万件を超え、過去5年間で3倍以上に増加し、過去最高を記録した（2 0

08年も増加)。2007年の年間輸入差止額は約385億円と推計されている【図表64】。

- ・ 輸入差止の内訳は、仕出国別では、中国の割合が増加し、韓国に替わって最も多い(2008年では81.5% (件数ベース)、74.1% (点数ベース))。権利別では商標権の割合が一貫して圧倒的に大きい(2008年では98.7% (件数ベース)、72.6% (点数ベース))。輸送形態別では、件数ベースでは郵便貨物が一般貨物と比較して圧倒的に多い(2008年では97.1%)が、その一方で、点数ベースでは郵便貨物の割合は比較的小さく(2008年では52.7%)【図表65】、郵便を利用した小口化手口の傾向がうかがえる。
- ・ 輸入差止申立件数は、著作隣接権(2005年に改正された著作権法第113条第5項において還流防止措置の対象となっているCD)に係る申立てについてのみ、2005年以降大きく伸びており(2004年:0件→2008年427件)、著作隣接権以外では、件数は徐々に伸びている(2003年:166件→2008年:263件)。
- ・ 中国からの輸入差止件数の増加傾向(2008年には2003年比約13倍)が見られるが、欧米においても同件数の増加傾向が概ね見られる。これは、水際での取締強化のほか、中国における輸出拡大に伴い、各国に輸出される侵害品も増加したことが背景として挙げられる。また、韓国からの輸入差止件数が近年減少したこと(2006年まで年々増加、2007年に前年比ほぼ半減(8720件→4527件))の背景としては、韓国税関が空港等において輸出の取締りを強化していることのほか、日中韓関税局長・長官会議の枠組みに基づき、当局間の情報交換・取締強化が進んだことが挙げられる。
- ・ 輸入差止件数において、郵便貨物の割合は件数では大きく点数では小さいことから、郵便貨物を利用した小口化傾向が顕著に見られる。税関における1件当たりの平均輸入差止点数は年々減少しており、2007年には初めて50点を下回った【図表63】。インターネットによる注文を通じ、郵便物等により少量の偽ブランド品等を輸入する手口が多く用いられていることがうかがえる。なお、欧州においても1件当たりの平均輸入差止件数が年々減少しており【図表63】、同様の小口化傾向が見られる。
- ・ 前述のように、模倣品・海賊版の手口は、国際的な分業等により巧妙化・複雑化していること及び中国において取締りが模倣品の生産量に追いついていないという指摘があることを踏まえると、更なる水際取締りの強化が必要である。

(取締り対象の拡大)

- ・ 2003年度以降順次、商標権、著作権、著作隣接権のみならず、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権侵害物品、不正競争防止法違反物品についても、輸入差止申立制度が導入された。2008年の申立有効件数は、特許権(17件)、実用新案権(0件)、意匠権(54件)、育成者権(1件)、不正競争防止違反物品(5件)となっている【図表66】。

- ・ 2006年度以降順次、輸入に加え輸出貨物についても、知的財産侵害物品等に対する取締りが可能となる制度が導入され、2007年には侵害品の輸出が初めて差し止められた（2007年3件、2008年4件）。また、2008年度には、通過貨物（一時的に知的財産侵害物品を保税地域に搬入した場合）についても取締りが可能となる制度が導入された。輸出・通過貨物の取締りは欧米においても実施されており、前述の模倣品・海賊版拡散防止条約においても議論がなされている。

(体制の拡充)

- ・ 法律的・技術的な専門性を伴った高度な侵害判断を行うため、2003年度から順次、関係行政機関（特許庁、農林水産省、経済産業省）及び専門委員（学識経験者）への意見照会制度を導入するとともに、2005年、税関が侵害物品の見本を権利者に提供し検査させることができる「見本検査制度（サンプル分解制度）」を導入した。
- ・ 税関における知的財産専担職員を5年間でほぼ倍増（2003年度：40名、2008年度：77名）し、関係省庁・権利者等による職員向け研修を実施（2007年度では権利者による研修141件）する等、知的財産権侵害物品に対する重点的な取締りを実施するための人的体制を整備してきた。

(個人輸入等の取締り)

- ・ フランス等の一部の国では、個人使用目的の模倣品・海賊版の輸入・所持を一部禁止している国がある。ただし執行状況は公表されていない。
- ・ 個人輸入を仮装した輸入を取り締まるため、2006年、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続をとること等を明確にした通達を定めた。
- ・ 2003年度から2007年度にかけて、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止を含む抑止策について、関連の審議会等において議論がなされたところ、既存の知的財産法体系全体とのバランスや私的領域への立ち入り等を考慮し慎重な対応が必要との意見、個人使用目的を仮装した輸入の取締りを強化していく必要があるという見解等が示された。
- ・ 個人輸入・個人所持の取締りが消費者に対して啓発的な意味を持つとの指摘もあるが、これまでの検討経緯も踏まえ、外国の制度や運用等の状況を注視する必要がある。

(手続の簡素化)

- ・ 認定手続簡素化の観点から、2007年6月、一定期間内に輸入者から何ら意思が表示されない場合、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みを導入した。その結果、2008年においては、簡素化手続の利用割合が8割を超えていた。
- ・ 差止申立手続簡素化の観点から、2008年4月、いずれかの税関が差止申立書を受

理した場合、すべての税関で受理したこととして取り扱うことを可能とする制度を導入した。

- ・ 日本では差止申立制度が無料で利用可能である一方、欧米では有料とされている国もある。
- ・ 権利者への差止申立制度の周知等により、差止申立制度の利用促進を更に進める必要がある。

視点2：国内での取締りは十分な効果を上げているか。

(取締り実績の推移)

- ・ 警察による取締り強化の結果、知的財産権侵害事犯による検挙事件数は、年々増加し、2006年には過去5年間でほぼ倍増するに至った。しかし、2007年及び2008年を見ると、緩やかな減少傾向が見られる(2007年441件、2008年385件)。検挙人員数については、2005年まで年々増加していたが、2006年以降緩やかな減少傾向にある【図表67】。一方、検挙法人数については一貫して増加傾向にある。
- ・ 国内における日本企業の模倣被害には主だった減少傾向は見られない(特許庁「2007年度模倣被害調査」によると、国内での模倣被害につき「増加傾向」「減少傾向」との回答割合がほぼ拮抗)【図表68】。
- ・ 検挙件数を侵害権利別に見ると、商標法及び著作権法が太宗を占めており、2008年実績では商標法違反が246件(63.9%)、著作権法違反が115件(29.9%)となっている。
- ・ 検挙件数に占める暴力団関係者の関与の割合は約1割で、年々増加傾向にある。
- ・ 「③インターネット上の対策」において後述するように、インターネット利用事犯が年々増加し、2007年には減少したものの依然高水準で推移している【図表76】。また、検挙件数に占めるインターネット利用事犯の割合は年々増加している(約27%(2005年)、約36%(2006年)、約37%(2007年)、約43%(2008年上半期))。
- ・ 「(iii) インターネットにおける対策」において後述するように、特許庁「2007年度模倣被害調査」(アンケート調査)によると、模倣品の発見契機として、インターネット利用販売が店舗販売を上回るに至った(2006年度)。【図表77】

(刑事罰)

- ・ 2006年度以降順次、特許権、商標権、営業秘密、著作権、育成者権等の侵害に関して、刑事罰の上限を引き上げた(特許の場合:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科、法人处罚に係る罰金刑を3億円)。

- ・ 2005年11月には、不正競争防止法を改正し、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰を適用することとなった。
- ・ 2007年、映画の盗撮によって映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が施行された。同法による検挙実績は未だないものの、その抑止効果により、海賊版DVDやインターネットへのアップロードが減少したといった肯定的な評価がある。

(体制の拡充)

- ・これまで、国内取締り強化のため、商標権者からの真贋鑑定の方法について講習を受けた指定捜査員である「商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度」を導入（2008年7月現在で警視庁管内に160人、神奈川県警管内に5人配置）するなど、偽ブランド品等の露天販売に対する取締りを強化してきた。その結果、偽ブランド品の検挙事件数に占める露天販売の割合が年々減少するに至っている（約33%（2004年）、約32%（2005年）、約17%（2006年）、約10%（2007年）、約7%（2008年上半期）。一方、店舗販売については2004年以降概ね4割程度で推移している。
- ・ 2005年には、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品種保護対策役」が農林水産省に配置された（2008年4月時点で16名）。
- ・ 前述のとおり、インターネットを利用した事犯が近年増加し高水準で推移していること及び模倣品の発見契機としてインターネット利用販売が店舗販売を上回っていることなどから、今後、「(ⅲ) インターネットにおける対策」において後述するように、サイバー犯罪に対応し得る捜査能力の向上や権利者やプロバイダと連携した情報共有体制の整備など様々な取組を行う必要がある。
- ・ 今後、模倣品・海賊版の流通・摘発等の動向を踏まえ、インターネット上の模倣品・海賊版に対する取締りを一層強化することはもちろん、インターネット利用以外の事犯（店舗販売等）についても、既存の制度の効果的な活用も含めて、全国的な取組を通じた取締り強化が必要である。

視点3：国民への啓発活動は十分であるか。

(国民の意識の推移)

- ・ 2004年、2006年及び2008年に実施した内閣府の「知的財産に関する特別世論調査」によると、模倣品・海賊版の購入を容認する旨回答した者は、2004年が46.4%、2006年が45.2%であったのに対し、2008年は52.4%と依然として高水準のままである【図表69】。その内訳は、年齢層が低いほど、模倣品・海

賊版の購入を容認する旨の回答割合が高い【図表70】。また、政府の啓発活動を知っている旨回答した者は、2006年が52.6%であったのに対し、2008年は54.5%と若干伸びており、啓発活動の認知度は徐々に高まっている【図表71】。しかしながら、同調査は、20歳以上を対象としたものであり、模倣品・海賊版の購入の容認率が高いといわれている若年層の国民の意識は把握できていない。

- ・ この他にも、民間団体においても意識調査は行われている。2006年、2007年及び2008年に実施した社団法人日本レコード協会の「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」によると、違法な携帯電話向け音楽配信サイトの利用に対して後ろめたさを感じないと回答した者の割合は、2006年が82.1%、2007年が77.1%、2008年が71.8%と減少傾向にあるものの、依然として高水準である。また、今後も違法サイトを利用したいと回答した者の割合は、全体が29.5%であったが、年代別で比較すると、10代前半（12歳から15歳まで）は53.4%が利用したいと回答しており、最も違法サイトの利用意向が高い（2008年）。
- ・ 今後は、若年層も含めて国民の意識を幅広く調査する必要がある。

（啓発活動の実施）

- ・ 2004年6月、消費者基本法が改正され、消費者が知的財産権等の適正な保護に配慮しなければならない旨が定められたほか、関係省庁において、広報キャンペーンの実施、教職員向けのセミナーの開催、注意啓発リーフレットの作成や教育・研修活動、取締りに関する情報提供など様々な啓発活動を実施してきた。しかしながら、消費者個人が模倣品・海賊版を購入・利用すること自体は違法ではないにもかかわらず、模倣品・海賊版を購入・利用しないことをどのように消費者に働き掛けるのかということは難しい問題である。この点、消費者に模倣品・海賊版による被害実態やその問題の重要性を認識させることを通じて、自発的に模倣品・海賊版を購入・利用しないよう国民の意識の向上を図ることが重要である。今後は、これまでの啓発活動を継続するとともに、小中学生に対する教育活動に模倣品・海賊版問題の観点を盛り込むこと等によって、若年期から意識の醸成を図っていくことが必要である。

（模倣品・海賊版撲滅キャンペーン等）

- ・ 国内消費者向けに知的財産の重要性、模倣品の弊害を周知するため、2003年から毎年、特許庁を中心に関係省庁が協力して行う「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施し、テレビCM、ポスター掲示、新聞、雑誌・バナー広告等を活用して啓発活動を行ってきた。2008年は、「ニセモノを売っているのは、犯罪者です」をテーマに、ニセモノ購入が組織犯罪の資金になること等を謳っている【図表72】。
- ・ その他各省庁においてもポスター等を用いた広報啓発活動を行っており、警察庁においては不正商品対策協議会と連携して作成した「DON'T BUY COPY GO

「ODS！」のポスターによる広報啓発活動【図表73】を、財務省においても「偽物は、いらない」のポスターによる広報啓発活動を実施してきた【図表74】。これまで、共通のロゴ使用や関係機関における相互のポスター貼付等により連携してきたものの、十分とは言えない。今後は、更なる連携を図り、政府が一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体における広報啓発活動との連携も強化することが必要である。

(模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議)

- ・ 2006年9月、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において、国民への啓発活動のアクションプランである「模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化について」が決定された。その後、同アクションプランに基づき、関係省庁において様々な取組が実施されてきた。しかしながら、現状を踏まえると、国民への啓発活動に関するアクションプランを新たに策定し、実施体制の見直しなどによる模倣品・海賊版撲滅キャンペーンの強化、模倣品・海賊版問題に関する小中学生などの若年層に対する教育活動の実施、民間団体との連携の強化等を実施する必要がある。

(企業に対する啓発活動)

- ・ 特許庁の模倣被害調査によると、企業における模倣被害対策の実施率は2004年度の49.9%をピークに減少傾向にあり、2006年度は37.3%であった。これについては、模倣の手口の巧妙化やスピード化により、企業における対策の負担が増加していること、対策に必要な予算金額の論拠を提示することが困難であることや模倣品・海賊版対策の重要性が必ずしも十分に認識されていないこと等が原因として考えられる。
- ・ この点、企業における模倣品・海賊版対策は、継続的に実施することに最大の効果があり、短期的に巨額の資金を用いて実施したとしても、中断してしまえば、再び模倣品・海賊版による被害は発生してしまうため、企業における模倣品・海賊版対策に係る活動が評価される風土を形成するとともに、経営者層の啓蒙が重要である。
- ・ 2008年9月、経済産業省に「模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する研究会」が開催され、企業の事例研究等を通じて、模倣品・海賊版対策の費用対効果、経営への貢献等について研究が行われている。

視点4：模倣品・海賊版対策における連携体制は十分であるか。

(政府の一元的な相談窓口の整備)

- ・ 2004年7月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年8月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。開設されて以来、模倣品・海賊版に関する情報提供や制度に関する質問も含めた相

談受付件数は年々増加しており、2007年は308件（2006年は256件）であった【図表75】。

(模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議)

- ・ 2004年7月、関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置された。これまでに5回の会議が開催され、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化及びアクションプラン、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の実現に向けた基本方針などが決定してきた。今後も引き続き、同会議を開催し、省庁間の連携を深めていくことが重要である。

(官民の連携)

- ・ 国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センターなどの民間団体とともに、中国やインドに対する官民合同ミッションの派遣や啓発活動など官民連携した様々な取組を行ってきた。今後は、民間団体の活動を支援するとともに、さらに官民の連携を深めていく必要がある。

(地域における連携)

- ・ 全国に9つの地域知的財産戦略本部が設置されており、地域においても連携した模倣品・海賊版対策が実施されている。北海道など一部の地域知的財産戦略本部においては、警察や税関等の関係機関との連携も行われており、今後はこのような連携を他の地域においても行っていくことが必要である。

(関係省庁間の個別の連携)

- ・ 2007年10月、農林水産省及び経済産業省において「知的財産連携推進連絡会議」を設置し、また同会議の下に「諸外国における知的財産保護強化に関するワーキンググループ」を設置した。今後、同ワーキンググループにおいて、東アジアを中心とする諸外国における模倣品や育成者権侵害の対策に係る情報共有・連携を図ることとしている。
- ・ 2008年8月、財務省及び特許庁は、模倣品対策における税関と特許庁の協力事項について合意し、水際措置の強化に関する連携、消費者・権利者への普及啓発事業に関する連携、諸外国における水際措置の強化のための連携等につき、更に強化することになった。

(iii) インターネットにおける対策

視点：インターネット上の模倣品・海賊版対策は十分であるか。

(インターネットを利用した知的財産権侵害の検挙状況)

- ・ 2007年におけるインターネットを利用した知的財産権侵害事犯の検挙事件数は165件であり、知的財産権侵害事犯の検挙事件の約37.4%を占めている【図表76】。近年、検挙事件数は減少しているものの、2004年の123件と比較すると、依然として高水準で推移している。また、知的財産権侵害事犯におけるインターネット利用事犯の占める割合は年々増加している。
- ・ 2007年におけるインターネットを利用した知的財産権侵害事犯の検挙事件のうち、インターネットオークションを利用した事犯の検挙事件は約78.8%を占めている【図表76】。
- ・ 近年増加している動画共有サイトやファイル共有ソフトを通じた海賊版の流通は、ユーザー個人による違法行為が原因となっており、有効な対策を行うには至っていない。また、ファイル共有ソフトにおいてはその匿名性により、違法な侵害者を特定することが困難な場合が多いなどの問題もある。
- ・ 今後は、サイバー犯罪に対応し得る捜査能力の向上や権利者やプロバイダと連携した情報共有体制の整備など様々な取組を行う必要がある。

(被害実態)

- ・ 特許庁の2007年度模倣被害調査によると、2006年度、模倣被害があったと回答した企業856社のうち、「インターネット上の模倣被害あり」と回答した企業は約40%（345社）であった。また、その被害内訳を2005年度と比較すると、商標、特許・実用新案の被害率は低下しているものの、意匠、著作物の被害率は増加している傾向にある。また、2006年度には、模倣品の発見契機として、インターネットが店舗販売を上回るに至った【図表77】。しかしながら、この調査は模倣被害を主として調査しているものであり、海賊版の被害実態は十分に把握できていない。
- ・ インターネット上の海賊版の被害実態については、一部の民間団体においても調査が行われている。携帯電話向けの音楽配信における海賊版の被害実態については、2006年、2007年及び2008年に実施した社団法人日本レコード協会の「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」がある。同調査によると、携帯電話による違法音楽ファイルの推定ダウンロード数は、2006年は約2億8,700万曲、2007年は約3億9,900万曲、2008年は約4億700万曲と増加傾向にあり、いずれも直近1年間における携帯電話向け有料音楽配信数を上回っている。また、2006年については、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）等が行った調査も踏まえると、インターネット上に違法にアップロードされた音楽のダウンロード数（ファイル共有ソフト（パソコン）によるものが約6,300万曲（文化庁試算）、携帯電話向け違法サイトによるものが約3億9,900万曲）は、有料音楽配信市場（パ

ソコン向けが約3,400万曲、携帯電話向けが約2億8,700万曲）を大きく上回っており、大きな被害を与えていた【図表79】。

- ・ ファイル共有ソフトによる海賊版の被害実態については、2006年10月、ACC S及び社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が実施したファイル共有ソフト「Winnny」における違法な音楽ファイル、コンピュータソフトウェア等による被害実態調査がある。同調査によると、ファイル共有ソフト「Winnny」による被害相当額は、約100億円相当（音楽ファイル4.4億円、コンピュータソフトウェア等95億円）と試算されている【図表80】。
- ・ 今後は、このような民間団体と連携して、インターネット上の海賊版の被害実態について調査を行う必要がある。

（インターネットオークション対策）

- ・ 権利者、オークション事業者及び検査機関による「情報共有スキーム」の構築や特定商取引法に基づく表示義務に違反した者に係るIDの公表などの取組を行っており、一定の成果を上げている。なお、現在、文化庁文化審議会においてインターネットオークションへの海賊版の出品など譲渡等の申出を行う行為を一定の要件の下で著作権侵害とみなすことについて検討されている。
- ・ 2001年11月に成立した特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）の趣旨を踏まえ、プロバイダや権利者団体による自主的な取組によってガイドラインが定められており、ガイドラインに沿って所定の要件を満たした削除申請をすれば、自動的に削除する運用がなされてきた。特に、あらかじめ「信頼性確認団体」に認定された団体からの削除申請については、プロバイダが形式的にチェックするだけで削除すること可能にしている。この結果、法に加えガイドラインが補完的な役割を果たすことにより、大手のインターネットオークションにおいては模倣品・海賊版の迅速な削除が実現できている。
- ・ 2005年7月、オークション事業者大手3社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定され、これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われてきた。同年以降、権利者からの削除要請件数も大きく減っているほか、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率についても以前相当程度だったものが、わずか1%程度に減少する等大きな成果を上げてきていた【図表60】。
- ・ 2005年12月、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、官民協力の下、知的財産侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われてきた。このような権利者とオークション事業者が協力して行う取組は世界的にもあまり例がなく、大きな成果を上げている。同協議会による取組に係る効果検証（2001年）によると、オークションサイトにおける商標

権侵害品・著作権侵害品の出品率が初めて示され、「分かりやすい知的財産権侵害品」については1%程度、「分かりにくい知的財産権侵害品」についてはゼロ近傍と極めて低い数値であることが判明した。

- ・ しかしながら、このような権利者とオークション事業者の連携した取組に参加していない一部の悪質なオークションサイトや携帯電話からの接続に特化したインターネットオークションサイトが模倣品・海賊版の氾濫の温床となっていることや、出品の巧妙化により対応が困難なケースが増加していることなどが問題となっている。

(動画共有サイト等やファイル共有ソフトにおける海賊版対策)

- ・ 一部の動画共有サイト運営者等のプロバイダにおいては、コンテンツを自動的に照合・識別し、著作権者が指定したコンテンツは削除する等、フィルタリングなどの技術的手段を用いた海賊版対策を講じているほか、自主的にサイトを監視するなど自主的な取組を実施している。これらの自主的な取組により、状況は多少改善されつつあるが、すべての動画共有サイトでこのような取組が行われているわけではなく、また対策のレベルも異なっている。今後は、これらの自主的な取組を促進するとともに、フィルタリングソフト等の技術開発を促進することなどが必要である。
- ・ インターネットオークションにおける対策と同様に、プロバイダ責任制限法のガイドラインに基づいた民間の自主的な取組、特に「信頼性確認団体」の仕組みによって、一部の動画共有サイトにおいては海賊版の迅速な削除が実現できている。しかしながら、削除してもすぐに再び同じ海賊版がアップロードされるケースが多く、抜本的な解決には至っていない。今後は、これまでの自主的な取組を発展させるとともに、動画共有サイト運営者等特定のプロバイダに対し、合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けるなど、プロバイダの責任の在り方について見直しを検討することが必要である。
- ・ ファイル共有ソフトにおける海賊版対策として、2008年5月、著作権団体、プロバイダ及び関係省庁によって「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立された。現在、Winnny等のファイル共有ソフトを用い、著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなどの対策が検討されており、このような取組を促進する必要がある。
- ・ 現行の著作権法では、動画共有サイトやファイル共有ソフトによって違法にアップロードされた海賊版を個人が私的に楽しむことを目的としてパソコン等にダウンロードする行為は私的使用目的の複製に係る権利制限の対象として適法となっており、このことが海賊版の氾濫の要因の一つとなっている。このことから、文化庁文化審議会において、違法にアップロードされた音楽や映像のダウンロード行為を権利制限の対象から外す方向で、私的使用目的の複製に係る権利制限の範囲の見直しが提言された。しかしながら、ゲーム等の海賊版の流通実態を踏まえると、音楽や映像以外のダウンロード行為につい

ても、同様に見直しについて検討することが必要である。

(外国政府等に対する働き掛け)

- ・ 海外のオークションサイトや通信販売サイト等における模倣品・海賊版や海外の動画共有サイト等におけるアニメやテレビ番組など海賊版の氾濫によって、日本の産業に大きな被害が生じていると見られる。また、ビジネスマッチングサイトやトレードボードと呼ばれる業者間の取引に使われるB2Bサイトにおける被害も生じている。しかし、国によって法制度等が異なることなどから、民間事業者だけによる自主的な取組だけでは対応が難しい。
- ・ 現在、インターネット上の模倣品・海賊版による侵害が発生している国に対し、二国間協議や官民合同ミッションを通じて、制度面・運用面での改善を要請している。具体的には、中国に対して、インターネットを使用した著作権侵害品の違法アップロードに関する対策の推進として、日本の権利者団体を信頼性確認団体として認定することによって、権利証明の手続の簡略化を図ることを要請している。
- ・ 今後は、侵害発生国に対し、事業者や消費者に対する啓発活動の実施や、サイト運営者等のプロバイダに対するフィルタリング等の技術的手段の導入の促進など、必要な措置を要請していく必要がある。

(A C T A)

- ・ 現在、日本、アメリカ、EU等の関係国・地域との間で「模倣品・海賊版拡散防止条約（A C T A、仮称）」の協議が行われており、インターネット上の海賊版対策を含めた知的財産権侵害への対処の在り方について議論が行われている。

3. 知的財産の活用

(1) 知的財産の戦略的活用

(i) 企業の知財戦略の高度化

視点：企業における知財戦略の浸透は十分か。

(企業の知財戦略の高度化)

- ・ 経団連のアンケート調査【図表8 1】に示すとおり、企業や業界における知的財産の重要性の認識は高まっている。
- ・ 最高知財責任者（C I P O）は2002年に20%を超える企業で、2007年には40%を超える企業で専任されており、ここ数年で着実に増加している（「特許と経済に関する調査研究」（2002年 知的財産研究所）、「早稲田大学大学院アジア太平洋研究松田研究室（博士課程）知財研究プロジェクト 日本のプロパテント政策における「発明の保護」の再評価（2007年）」）
- ・ 知的財産の棚卸し・再評価も定期的に行われており、例えば一次審査着手前の取下げ・放棄の件数は、出願審査請求料の返還制度導入の影響もあり、2004年度以降に大幅に増加している【図表8 3】。
- ・ 企業活動のグローバル化が進む中、海外における知財戦略がますます重要。特に、海外における知的財産権の適切な確保や海外への技術防止等を行うためにも、C I P Oが担う役割は大きい。
- ・ 「活用＝ライセンス収入増」という狭い観点ではなく、特許による差別化や市場優位性の向上など、特許を事業戦略にどう役立てるべきかという広い観点で知的財産の活用をとらえることが必要。
- ・ 企業の知財戦略の構築に資するよう「知的財産戦略事例集」や「知的資産経営マニュアル」等を公表し、三位一体の知財経営の取組事例等を紹介。
- ・ 特許庁幹部（特許庁長官・特許技監・特許審査部長等）と企業経営層・知財責任者との意見交換会を100回／年程度実施することにより、企業における知財意識の向上を推奨した。

(意匠、商標に関する知財戦略)

- ・ 商標及び意匠は特許よりも実際に消費者の目に触れるものであり、製品のマーケティング戦略上、重要なものである。商品の機能又は性能を差別化しにくい分野においては、商標、意匠による差別化がより重要となる。
- ・ ゲーム機に差し込むROMカートリッジに対する意匠権を取得することにより、当該ゲ

ーム機に差し込むマジコンの販売を食い止めたという、意匠を戦略的に取得した事例がある。また、痛くない注射針、タイヤのトレッド溝形状について意匠権を取得し、特許による保護の補完を行う例も存在する。

- ・ 会社のロゴを商標登録しつつ、当該ロゴをモチーフにした商品形状又は模様に対して意匠権を取得するという、ブランド戦略も可能である。

(知財報告書、アニュアルレポート、知的資産経営報告書の公表)

- ・ 知財関連情報の積極的な開示が望まれる中、知財報告書やアニュアルレポートの形式で知財関連情報を公表する企業が増えている。また、「知的資産経営の開示ガイドライン」等に基づいて知的資産経営報告書を開示する企業も増えてきている。知財報告書、アニュアルレポート、又は知的資産経営報告書（以下「知財報告書等」という）の作成・公表件数は、2004年度は13社であり2007年度は84社となっている【図表82】。
- ・ 知財報告書等を作成するに当たっては、種々のメリットがあるため（自社の知的財産や事業の強み・弱みを認識できる、自社の知的財産の棚卸しに積極的になる、内部外部のコミュニケーション・ツールとして使用できる、投資家や消費者に対する知財情報の透明性を高められる等）、今後も引き続き積極的な開示や開示内容の更なる充実が望まれている。

(未利用特許の推移)

- ・ 企業における特許の未利用率は約50%で推移しており、ここ数年で特段の変化は見られない【図表84】。本調査報告における利用の定義には、今後に使用予定の特許や他社への牽制のための防衛目的の特許が含まれていないため、企業にとって価値がある（有益な）特許の割合は50%を超えると推測できる。
- ・ 一方、現在も将来も自社で使用する予定もなく、防衛目的でもない未利用特許も多数存在していると考えられるため、このような未利用特許を他社において利用するためのスキーム作りが重要である。現在行われている施策の一つとして、技術移転・特許流通データベースの構築などが挙げられる（技術移転・特許流通データベースの詳細については後述）。
- ・ 未利用特許がパテント・トロール等に渡る可能性やそのための防止策を検討することは、企業における知財管理として重要。そのため、明確な戦略なく未利用特許等を流通させるべきではない、との意見もある。

（ii）知的財産を活用した事業活動のための環境整備

視点1：オープン・イノベーションに対応した基盤整備の状況は十分か。

(オープン・イノベーションに対応した取組)

- ・ 商品・サービスのライフサイクルの短縮化やグローバル規模の技術革新が進展する環境の下、効率的かつ迅速にイノベーションを実現するための一手段としてオープン・イノベーションに向けた取組が注目され始めているところ、政府の知財戦略本部の知的財産による競争力強化専門調査会において、「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方」が公表された（2008年3月）。
- ・ 技術・ノウハウ・人材を組み合わせて新たなビジネスモデルを創設する仕組みとしての産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備に向け検討中。

(技術移転・特許流通の促進の進捗状況)

- ・ 知財流通と知的財産を活用した資金調達の実態について国内外の調査結果を取りまとめた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」を公表（2007年度）。
- ・ 農林水産分野の知的財産の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築（2008年度）。
- ・ 特許流通データベース（D B）に登録された特許件数は、2007年度に52, 287件【図表85】。
- ・ 科学技術振興機構（J S T）の特許情報（出願から1年半未満の未公開特許情報を含む）データベース（J-S T O R E）に登録された特許件数（公開、未公開、外国特許を含む）の件数は、2007年度に13, 669件【図表86】。
- ・ 工業所有権情報・研修館（I N P I T）の特許流通促進事業について、2008年3月末までに延べ954名の特許流通アドバイザーが派遣され、10, 672件の契約が結ばれた。その経済的インパクトは2, 674億円（2007年末時点）【図表87】と推計される。

(未利用特許の推移)（一部再掲）

- ・ 企業における特許の未利用率は約50%で推移しており、ここ数年で特段の変化は見られない【図表84】。
- ・ 一方、現在も将来も自社で使用する予定もなく、防衛目的でもない未利用特許も多数存在していると考えられるため、このような未利用特許を他社において利用するためのスキーム作りが重要である。

(特許権等の移転の増加)

- ・ 出願中の権利の移転、特許権の移転件数（相続・合併等の一般承継を除く）も増加傾向。1997年度に特許権の移転件数は4, 244件であったが、2006年度には約3倍の11, 174件となった【図表88】。

(通常実施権の保護)

- ・ 我が国に存在する特許権に係る通常実施権の総数は、未登録のものも含め約10万件と推計され（特許庁平成18年「知的財産活動調査報告書」）、そのうち、特許権に係る通常実施権の現存登録件数は1,315件（平成18年特許庁調べ）であるため、特許権の通常実施権のうち実際に特許庁に登録がなされているものは1%程度と推測される【図表89】。
- ・ 特許権等に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立（2007年度）し、2008年10月から施行を開始。
- ・ さらに、通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が成立（2008年4月成立、2009年4月施行予定）。
- ・ 上記2つの制度整備により、ライセンシーアー保護に関して一定の成果はあったものと評価される。
- ・ また、“未登録の通常実施権の保護（当然保護）”制度の我が国への導入について、産業界から強く要望がなされていたところ、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（2007年～2008年）においても、引き続き検討が必要な課題であるとの結論が出されている。
- ・ 我が国の「売買が賃貸借を破る」という民法の原則との関係で、当然保護制度を導入することの妥当性について、大学研究者や実務家等の間で十分にコンセンサスが得られないとの意見もあるが、オープン・イノベーションが進展する中、ライセンス活動の円滑化を図るため、未登録の通常実施権を保護することの妥当性はあるとの意見もある。また、国際的な制度調和や事業活動のグローバル化を考慮すれば、米国やドイツ等の当然保護制度を導入している国と歩調を合わせることが必要であるとの意見もある。そのため、上記制度改正後の運用状況を踏まえ、今後も引き続き、当然保護制度の導入に関して検討を行う必要がある。

(M&Aや企業の倒産における知財上の問題)

- ・ 近年、M&A（合併と買収）は増加傾向にあり、M&Aの狙いも相手先が保有する知財や技術等の無形資産にシフトしつつある。このような状況において、M&Aにおける知財上の問題が注目されており、2008年度からM&Aにおける知財上の問題について調査・分析を開始したところ。例えば、M&A後の職務発明の対価の請求先（支払い先の主体）、ライセンス契約の有効性、共有特許権に係る自己実施の可否、会計基準の国際化による無形資産の計上方法への影響等の問題が指摘されている。今後は、調査・分析結果を踏まえ、留意点の周知等の必要な措置を講ずる必要がある。

- ・ また、近年の経済状況の悪化による企業の倒産が予想されるところ、企業の倒産に係る知財上の問題について、例えば、共有特許権者の倒産による他の共有者への対策の必要性が指摘されている。実際の事例として、共有特許の一方の相手先が倒産し、破産管財人が知的財産権の権利移転等の適切な対応を行わず、共有者の他方も倒産の事実を知り得なかつたため、共有特許を活用する際に裁判所等に対する煩雑な手続が必要になったというケースも存在している。今後は、このような企業の倒産における知財上の問題について、留意点の周知等の必要な措置を講ずる必要がある。

(共同開発研究の結果として生じた共有特許の流通促進について)

- ・ オープン・イノベーションが進展する中、従来想定していた共有者間で競争関係にある場合のみならず、共有者間で競争関係がない場合（例えば、产学連携による共同開発や素材メーカー・最終製品メーカーの共同開発等）が増加している。このような非競争関係にある者との間で共同開発研究を行った場合に、契約実務においては特許法73条のデフォルト・ルールに従って契約が締結されることが多い。このような共有特許の場合には、持分の譲渡や他者へライセンスを行う際には相手方の同意が必要となることから流動性が低くなり、オープン・イノベーションにとって悪影響を与えるとの意見がある。
- ・ 特許法73条は強行規定ではなく任意規定であるため、例えば、相手方の同意がなくとも他者へのライセンスができるように契約を結ぶことが可能であることから、特許法73条の在り方について議論する必要性がないとの意見もある。他方、特許法73条がたとえ任意規定であったとしても、交渉能力の低い大学等においてはデフォルト・ルールに縛られているケースがあるとの指摘や、例えば、日米間でこの共有特許に関するデフォルト・ルールが逆になっているため、海外と共同研究する場合に影響があるとの意見がある。また、任意規定か強行規定か必ずしも周知されていないため、契約の実務において、特許法73条について誤解を生みやすいとの意見もある。
- ・ 共有特許が円滑に活用されているかどうか調査した上で、契約交渉の際の考え方を整理し、周知する必要があるとの意見がある。
- ・ 2008年10月から、特許庁の「共同研究における特許の取扱いに関する調査研究」において、特許法73条等が特許流通・技術移転の阻害要因となり得るかどうか等の現状について調査・分析が開始された。

(実施許諾の意思の登録制度の導入の検討)

- ・ 欧州の複数の国で導入されている「ライセンス・オブ・ライト」のような、実施許諾の意思を登録することで特許の利用機会を拡大する制度の導入に対する要望がある。
- ・ 権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件の下、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める仕組み（特許コモンズ）は、特許プール等とは異なるアプローチでイノベーションを促進するインフラとなり得るため、このような特許コモンズをサポートする政策につ

いて検討が必要との意見もある。

視点2：知財ファイナンスの強化は十分か。

(信託業法の改正と知財信託の普及啓発)

- ・ 信託業法を改正し、知的財産権が受託可能財産として追加された（2004年度）。特許権の信託登録の件数は、2005年度に394件、2007年度に18件、商標権の信託登録の件数は、2005年度に39件、2007年度には144件となっている【図表90】。
- ・ また、知財信託制度の活用メリットや事例をWebサイトで公表することにより、制度周知及び利便性の向上を図った（2006年度）。
- ・ グループ企業内信託の申請書類のサンプルをWebサイトで公表することにより、知財信託を活用したいと考えている利用者に対する利便性の向上を図った（2007年度）。
- ・ 地方独立行政法人化されていない公設試験研究機関等が保有する知的財産権に関して知財信託のニーズがあるかどうか、地方公共団体等にニーズ調査を開始予定（2008年度から）。

(知的財産を活用した融資)

- ・ 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件（2008年3月末）。その他、大手金融機関や地銀において、知的財産を担保とした融資実績が徐々に出始めてきた。
- ・ 金融機関が企業に対して融資する際には、技術力や知的財産を含む非財務情報も財務情報と同様に重要視しているが、金融機関が企業の非財務情報を得るためにコストがかかる。リレーションシップバンкиングを目指し、企業と金融機関が安定的な取引関係を維持するためにも、企業側が自ら積極的に非財務情報を開示する知的資産経営報告書の策定・公表を行うことが重要。知的資産経営報告書があれば、企業と金融機関間のよいコミュニケーション・ツールになる、との意見がある。
- ・ 知的資産経営報告書の公表件数の推移は、経済産業省が把握する限り、2005～2006年度に16社、2007年度に20社、2008年12月15日時点で59社となっている。今後は、①知的資産経営報告書の信頼性を高めるため、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報（技術力、販売力、研究開発力、知的財産、人的資産等）の明確化を図る、②知的資産経営報告書の更なる普及を目指し、簡易版フォーマットを作成する、③知的資産経営報告書の精度向上を図り、知的資産経営を実践している企業への資金調達を促進する、等の取組が望まれている。

(価値評価実務の奨励)

- ・ 日本弁護士連合会、日本弁理士会、日本公認会計士協会、社団法人日本不動産鑑定協会等において、知的財産の価値評価手法の確立に向けた検討がなされており、逐次報告書等がまとめられているところ、今後も価値評価手法の確立に向けた取組が期待される。
- ・ 知的財産の価値評価手法に関しては、取引の形態や目的に応じて変わることから、一義的に確立できないため、取引形態ごとの評価目的、評価手法について整理された（2004年6月産業構造審議会知的財産政策部会流通・流動化小委員会）。
- ・ 知財ファイナンスを促進するために知的財産の価値評価の手法の確立が望まれているが、知的財産権単体での価値評価はリスクが高く、複数の権利を群としてポートフォリオを組んで価値評価する手法が有効ではないかとの意見があり、このような観点からの調査・研究が必要。
- ・ 金融システムの安定化と中小企業金融の促進の観点を踏まえ、知的財産の価値評価に関してどのような点に留意する必要があるのか、どのような制度整備が必要であるのか等の検討が必要。

(iii) 知的財産の公正な活用の促進

視点：知的財産の公正な活用の促進が十分になされているか。

(独占禁止法上のガイドライン・相談事例集等の公表)

- ・ 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005年度、2007年度改定）及び「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年度）が公表され、知的財産に係る独占禁止法の適用に関して一定の予見性が高まった。
- ・ 独占禁止法違反の有無の予見性を高めるため、「独占禁止法に関する相談事例集」が公表されており、過去5年の公表事例のうち、知的財産に関する事例は3件（平成16年度版、平成17年度版、平成19年度版）。
- ・ 一方、更なる予見性の向上のために、ガイドラインの定期的な見直しや事例の追加等が必要であるとの意見もある。例えば、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において示されたパテントプールの運用について、当該ガイドラインではカバーできない事例を整理する必要性が指摘されている。また、第三者特許によるホールドアップ問題（標準化された技術についての知的財産を有する者がその特許について不当に高額のライセンス料を要求する等して、標準化が阻害される問題）について、当該ガイドラインにより対応できる範囲を明確化するとともに、当該ガイドラインでは対応できない事例を把握すべきとの意見もある。また、例えば、ホールドアップ問題や市場参入への支障といった観点からのロイヤルティの妥当性についての考え方

への対応について、今後の改定に期待したいとの意見がある。

(特許法等と独占禁止法のバランス)

- ・ 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年9月）が策定されたことによって、独占禁止法上の知的財産の問題に関して、ある程度の予見性は確保されたが、当該指針について、記載の一層の明確化を図るべきであるとの意見や独占禁止法21条の適用範囲（解釈）について依然不明瞭であるとの意見がある。
- ・ パテント・トロール問題における特許権等の権利行使に対して、独占禁止法の適用の考え方を明確化することも重要であるとの意見や独占禁止法の観点から解決するのは困難であるとの意見もある。
- ・ 知的財産権と独占禁止法の関係について、国際的な比較研究を行うべきとの意見がある。

(知的財産に係る独占禁止法違反被疑事件への対処)

- ・ 知財分野における独占禁止法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足。また、知財分野において2003年以降、勧告3件、警告1件を行い、知的財産に係る独占禁止違反被疑事件に対し、厳正な対処を行ってきた。

(差止請求や損害賠償請求等の権利行使の在り方)

- ・ ソフトウェア分野におけるイノベーションを促進する観点から、ソフトウェアの知的財産権の在り方や産業側の対応について検討を行い、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について取りまとめ、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表（2006年度）。
- ・ 知的財産戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 情報通信PT」において、パテント・トロール問題への対応を含む正当な権利行使の在り方について詳細な提言を取りまとめ【図表91】、それを基に「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知財戦略）」が取りまとめられた（2007年度）。
- ・ 特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」において、いわゆるパテント・トロール問題に対する政策提言を公表【図表92】（2008年8月）。2008年11月から「産業の発展を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究会」において、権利濫用の観点からパテント・トロール問題の整理・検討を開始。
- ・ いわゆるパテント・トロール問題への対応を検討するためには、例えば日本と米国との特許制度等の違いを踏まえつつ、民法上の権利濫用の法理、米国最高裁判決（eBay判決）、独占禁止法の観点等を考慮し、差止請求の要件の見直し、過失の推定規定の在り方、損害賠償請求制度の在り方、裁判実施権制度の在り方等について、多様な観点からの議論が必要である。産業界からも、パテント・トロールの問題やオープン・イノベーショ

ンの進展など、知的財産をめぐる環境変化に対応すべく、適切な権利の在り方の検討を求める要望は強い。

- ・ 日本でも今後の課題としてパテント・トロール問題への対応を検討する必要があるが、この問題は米国において顕著となっており、米国における動向も十分注視して行く必要がある。
- ・ 特許流通を促進することも重要であるが、流通した特許権が最終的にパテント・トロールに渡らないような仕組みも必要であるとの意見もあり、米国においては、知的財産権を買い集め、パテント・トロール等からの訴訟を防止するような営利・非営利団体が誕生している。また、特許がパテント・トロールに渡らないような形で、ものづくりの会社に対して渡るようにするための明示的な契約の指針やガイドラインが必要ではないかとの意見もある。

(2) 国際標準化活動の強化

(i) 産業界の意識改革

視点：産業界の意識向上に関する産官の取組は十分か。

(経営層等を対象とした啓発活動)

- これまで経済産業大臣や企業トップ、管理者層などが参加する国際標準関連の各種セミナーやシンポジウム等が開催されてきた【図表9-3】。

(産業界等による国際標準に関するアクションプランの策定)

- 2007年、(社)日本経済団体連合会は「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定し、当面取り組むべき主な事項として、経営者層を含めた国際標準化活動の重要性に関する理解の増進、産業界における国際標準化への取組状況の把握、海外における国際標準化戦略の調査・分析、国際標準化の観点から政府として取組を強化すべき研究開発課題の抽出、国際標準化機関で活躍する企業人の活動の広報等を掲げた。
- 2007年、日本工業標準調査会は、国際標準化アクションプランを策定。このうち「総論」では、これまでの国際標準化活動に関するアクションプランの実施状況についてレビューするとともに、国際標準化活動に係る各当事者の取組と期待される役割を定め、「各論」では分野ごとに具体的な国際標準化の重点テーマと重点TC／SCを選定し、短・中期的な計画を取りまとめた。

(各種ガイドラインの作成等)

- 総務省、経済産業省等は、企業等の国際標準に関する意識向上に資する情報提供のため、国際標準化活動の成功事例や失敗事例を含むガイドラインを各種作成し、公表した。

(経団連アンケート調査等)

- 第6回産学官連携推進会議（2007年）において国際標準の重要性が指摘されるなど、産学官において国際標準に対する意識は向上しつつある。
- 本年3月に(社)日本経済団体連合会が会員企業を対象に実施した「産業界における国際標準化への取り組み状況に関するアンケート調査」によれば、ここ数年で企業活動における国際標準化の重要性は高くなったとの回答が約76%に上っており【図表9-4】、また、国際標準化への取組が重要である理由として自社製品をグローバル展開する上で国際標準に即した製品が求められていることなどが挙げられている。
- ただし、上記アンケート調査によると、「強化している／強化しようとしている取組」として、「国際標準化に対する社内の理解増進」を挙げる企業が多いことなど、全社的に

は国際標準に関する意識が十分浸透していない面もあると見られる。

(技術分野ごとの特性に応じた意識向上)

- ・ 産業セクター別に事業活動に有効な標準の分類が異なっており、例えば、素材産業においては材料の評価・検査基準に係る標準化が重要であるが、情報通信産業においては互換性確保のための標準化が重要である。
- ・ また、建設分野や交通システム分野では、海外市場への対応の重要性が高まっているものの、従来から内需主導の性格が強かったため、国際標準化に対するインセンティブが働きにくい面もある。
- ・ このため、技術分野の特性に応じた意識の向上を図ることが必要である。その際、米国の I E E E (電気電子学会) が学会機能と規格制定機能の二つの機能を有していることにより、技術分野ごとの特性に応じた意識向上が図られていると見られること等にかんがみ、我が国においても、学会等を活用した啓発活動が望まれる。

(ii) 我が国全体としての国際標準化活動の強化

視点：我が国全体として国際標準化活動の強化はなされたか。

(政府による国際標準化に関する戦略等の策定)

- ・ 知的財産戦略本部による「国際標準総合戦略」の策定（2006年）、経済産業省による「国際標準化戦略目標」の策定（2006年）、総務省による「我が国の国際競争力強化のための I C T 研究開発・標準化戦略」の策定（2008年）など、政府において国際標準に関する各種の戦略が策定された。
- ・ 本年制定された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」においては、国が国際標準に関する国際機関への参画等国際標準への適切な対応に必要な措置を講ずることや研究開発法人、大学及び事業者が国際標準に関する専門的知識を有する人材の確保・育成等の国際標準への適切な対応に努めることが規定されている。

(研究開発と国際標準化活動の一体的推進)

- ・ 総務省や経済産業省、(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独) 産業技術総合研究所等において、研究開発と国際標準化活動の一体的推進に関する取組が行われ、当該取組の成果を基に国際標準化機関に対して国際標準案等を提案した事例も現れている【図表 9 5】【図表 9 6】。しかし、このような取組については、必ずしも積極的でない公的研究機関等も認められるため、一層の拡大が必要。

(産業界における推進体制の整備)

- ・ 2005年、日本規格協会に「国際標準化支援センター」が設置され、国際標準獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受けへの支援、国際幹事、議長等との交流会の開催、標準人材の育成、企業への情報提供等が行われている。
- ・ 2008年7月、情報通信関連8団体の協力の下、「ICT標準化・知財センター」が設立され、ICT分野における国際標準化に関する普及・啓発活動、戦略の策定、人材育成等が行われている。

(国際標準化機関における議長、幹事等の獲得、国際標準案の提案状況)

- ・ ISO／IECにおける幹事国の引受数はこれまで増加傾向で推移しており【図表9-7】【図表9-8】、2007年に新たに5件引き受け、合計71件となっている。しかし、欧米主要国との水準にはまだ及ばない状況。
- ・ ITU-R（国際電気通信連合 無線通信部門）については、2007年10月の総会において、我が国は6のSG（研究委員会）のうち、1つの議長ポスト、2つの副議長ポストの獲得、また、ITU-T（国際電気通信連合 電気通信標準化部門）については、2008年10月の総会において、我が国は10のSGのうち、2つの議長ポスト、6の副議長ポストの獲得にとどまり、両者合わせて議長数は1増加したものの、副議長数は3減少した。
- ・ 2008年のISO総会において、ISOにおけるTCの設置等について決定権を有するTMB（技術管理評議会）の常任国に、日本が加わることが承認された。
- ・ ISO／IEC、ITU-Tにおける国際標準案等の提案数の増加傾向を【図表9-9】【図表10-0】、引き続き維持していくことが必要。

(海外情報の収集体制の強化等)

- ・ 実務者からは、国際標準化への取組を一段と強化していくには、まず、欧米アジア各の標準化活動の情報を的確に把握することが重要であり、官民が協力してこれらの情報を体系的かつ継続的に収集する体制を整備すべきであるとの指摘がある。
- ・ また、現在、国際標準化支援センター等から支給されている国際会議に参加する際の費用助成やミッションの支援は大変有効であり、引き続き支援策を強化すべきとの要望もある。

(iii) 国際標準人材の育成

視点1：大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動を明確に位置付け、

職員の同活動への取組を積極的に評価する体制を構築すべきではないか。また、産業界においても国際標準化人材をより積極的に評価すべきではないか。

(政府における顕彰制度の充実)

- ・ 経済産業省は、2007年、従来の「経済産業大臣表彰」に加え、国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が極めて顕著な個人に対する「内閣総理大臣表彰」を創設した。あわせて、国際標準化活動貢献者に対する「産業技術環境局長表彰」を創設した【図表102】。
- ・ 国土交通省、鉄道事業者、メーカ、研究機関、関係団体等から構成される鉄道技術標準化調査検討会は、2007年度から、鉄道分野における標準化活動の重要性に係る認識の増進を目的として「標準化活動貢献者表彰」を実施。
- ・ しかし、総務省等においては、標準化活動に特化した表彰制度は設けられていない。

(大学・公的研究機関の貢献)

- ・ 我が国のISO議長ポストの約半数を大学及び公的研究機関関係者が担うなど、我が国の国際標準化活動におけるこれらの機関の人材の貢献は大きい【図表101】。

(国の研究開発評価に関する大綱的指針)

- ・ 2008年10月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定され、研究者の業績評価に当たって、「研究開発の実績に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、国際標準化への寄与等の関連する活動にも着目して」行うことが明記された。今後、本指針に沿って、大学や公的研究機関において研究者の業績評価が行われることが期待される。

(産業界における国際標準化人材の評価)

- ・ 産業界においても、国際標準化に携わる人材が積極的に評価されていないとの指摘があり、積極的な評価が行われることが期待される。

視点2：次世代を担う人材の早期育成・確保のため、企業等における人材や大学など高等教育課程の教育を重点的に行うべきか。長期的視点に立ち幅広く教育を行うべきか。

(研修・セミナーの開催)

- ・ 総務省は、ITU等における我が国からの出席者の能力向上を図るため、中堅・若手の専門家を対象とした「国際会議と国際交渉実践セミナ」を毎年度開催している（20

08年度の参加人数は約200人)【図表103】。

- ・ 日本規格協会が実施している研修は以下のとおり。
 - 「国際標準化リーダーシップ研修」
ISO／IECにおける日本代表やTC／SCの議長、幹事等として活動している者を対象として実施(2007年度の参加人数は約20人)。
 - 「国際標準作成研修」
ISO／IEC等における我が国の国際標準化活動において、国際標準原案の作成に携わっている者等を対象として実施(2007年度の参加人数は約60人)。
 - 「国際幹事等実務者研修」
TC／SC幹事やWGコンビーナ等の新任者を対象として実施。

(学生等に対する標準化教育)

- ・ 2006年から、経済産業省等から講師を派遣し、「身の回りにある標準化」や「社会に役立つ標準」などをテーマとして小中高等学校や高等専門学校を対象に「標準化出前授業」を実施。これまで、10以上の小中学校、20以上の高校、高等専門学校において実施した。
- ・ 大学については、京都大学、東京工業大学等多数の大学において特別講義等が実施されている【図表104】。また、大学向けの教材の開発も行われているところ。

(次世代を担う国際標準化人材の不足)

- ・ 中国や韓国では、大学等において組織的な標準化教育が行われており、国際標準化に携わる人材も増えていると指摘されている。
- ・ 我が国の国際標準化活動に携わる人材は高齢化しており、中堅・若手の人材が少ないと指摘されている。

(iv) アジア等諸外国との連携強化

視点：アジア等諸外国との連携は十分か。

(アジア・太平洋地域における連携)

- ・ 2007年、アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案の促進等を内容とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定。このような動向を踏まえ、(独) 製品技術評価基盤機構において諸外国との共同提案に向けた研究開発プロジェクトが実施された。
- ・ 2008年、日本(日本工業標準調査会:JISC)が太平洋地域標準化会議(PASC

(the Pacific Area Standards Congress)) の事務局長に就任（2010年までの任期）。

- ・ P A S Cは、昨年の I S Oに引き続き I E Cとの協力協定（P A S C地域内におけるI E C規格採用の促進、I E C活動への参加等）を締結。
- ・ 2007年、第6回北東アジア標準協力フォーラム（淡路島）において、新規案件6件、継続案件10件について日中韓で協力推進することに合意【図表105】。
- ・ N G N（次世代ネットワーク）の国際標準化に関し、日中韓の研究機関を国際ネットワークで接続した実証実験環境を構築し、本年3月から相互接続実験を開始。今後、実験結果を踏まえ、日中韓でのI T Uへの国際標準案の共同提案を行う予定。
- ・ 2008年6月、アジア太平洋電気通信共同体（A P T）はアジア・太平洋電気通信標準化機関（A S T A P）第14回総会を日本（神戸）にて開催し、個別分野に係る標準化の推進、アジア諸国の連携強化等について審議した。

（v）国際標準に関するルールづくりへの貢献

視点：環境、安全、福祉や情報通信のように社会的に多大な影響を及ぼし得る技術分野を考慮し、国際標準に関わる特許権の権利関係を調整する対応策についての検討が必要ではないか。

（パテントポリシーの整備）

- ・ 日本工業標準調査会（J I S C）が国際標準化機構（I S O）、国際電気標準会議（I E C）及び国際通信連合（I T U）に対して各機関がそれぞれ個別に定めていた「標準に含まれる特許権等の取扱いルール（パテントポリシー）」を共通化することについて積極的な働き掛けを行い、共通パテントポリシー及びその実施ガイドラインが策定された。共通パテントポリシーについては2006年、ガイドラインについては2007年にそれぞれ運用が開始された。これに伴い、国内の標準化機関におけるパテントポリシーが改定されるなど、標準化機関における特許権等の取扱いの明確化が国内外において着実に図られた。今後はポリシー、ガイドラインが着実に履行されることが重要。

（独占禁止法上の考え方）

- ・ 公正取引委員会が「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005年）、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年）をそれぞれ公表した。例えば、前者の中では、標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるよう積極的に働きかけていた特許権者が規格の普及後に当該規格を採用する者に対して、当該特許権のライセンスを合理的な理由なく拒絶することは、場合によっては私的独占や不公正な取引方法として独占禁止法上問題となること

が明示されている。

(必須特許の判定業務)

- ・ パテントプールの円滑な運営を図るために、必須特許（規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許）の認定を行う第三者機関が必要。このため、日本知的財産仲裁センターは2006年から標準に係る必須特許に関する判定業務を行っており、現在、日本におけるデジタル放送規格（A R I B 標準規格）及びデジタルケーブル放送規格について判定業務が行われている。

(イノベーションと知財政策に関する研究会)

- ・ 「イノベーションと知財政策に関する研究会」（2008年、特許庁）において「標準化戦略の推進を支える知財システム」の必要性が提言され、「標準化戦略を推進していくためには、標準技術に関する権利の更なる質の向上を図ることや、標準技術に関する特許が円滑に利用される環境を整備することが重要」との指摘がなされた。これを踏まえ、現在、特許権の質の向上を図るための方策について検討が行われている。

(標準と知的財産権に関する事例収集等)

- ・ 「標準化と知財に関する研究会」（経済産業省）において、R A N D（Reasonable And Non-Discriminatory）に関する議論や標準と知的財産権に関する問題の事例収集及び分析が行われた。

(裁判実施権制度の検討)

- ・ 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループにより技術標準に必須な特許に対する裁判実施権による対応の可能性について検討が行われ、当該ワーキンググループが取りまとめた「特許発明の円滑な使用に係る諸問題について」（2004年11月）には以下のように記載されている。

「…技術標準に必須な特許が円滑に利用されないために産業の発展及び技術の進歩が阻害されているのではないかという指摘を踏まえ、これらの問題について、裁判実施権制度による対応可能性を検討した。

指摘のあったそれぞれの問題点については、何らかの対応が必要となっている重要な問題であるとの認識は得られた。しかし、…本ワーキンググループにおいて様々な観点から検討した結果、…技術標準に必須な特許に係る問題を裁判実施権制度により解決するということについては、T R I P S 協定をベースとした諸外国との良好な国際協調の維持及び我が国の知的財産政策等の観点から、慎重に検討すべきとの意見が多く出された。また、現時点において、これらの問題の解決のために裁判実施権制度を用いることについては、我が国の産業界においてもコンセンサスの醸成は十分とは言い難い状況に

ある。加えて、国際的に見ても、諸外国の動向や議論の方向性が定まっているとは言えない。

よって、このような現状においては、裁判実施権の制度の改正又はその運用の見直しについては慎重に精査・検討する必要があり、本ワーキンググループでは早急な結論は出すべきではないとの結論に至った。」

- ・ オープン・イノベーションの進展により、国際標準化の重要性が高まっている中、社会的ニーズの高い技術分野における標準技術に関する特許権に対する裁判実施権制度の適用の可能性について再検討を行うべきではないかとの指摘がある。

(3) 中小・ベンチャー企業への支援

(i) 相談・情報提供機能の強化

視点1：中小企業における知財マインドの浸透は十分か。

(中小企業による特許出願)

- ・ 2007年の内国特許出願のうち中小企業が占める比率は、出願人数ベースの比率では約58%（2006年は約51%）であるものの、出願件数ベースでは約12%（2006年は約11%）。また、同年の内国特許登録のうち中小企業が占める比率は、出願人数ベースでは約51%（2006年は約48%）、登録件数ベースでは約13%（2006年は約12%）。

(中小企業におけるノウハウや技術情報の適切な管理)

- ・ 関東経済産業局の「中小企業の知的財産活用事例集」（2008年3月）におけるアンケート調査結果によると、60%以上の中小企業が年間1件～9件の技術を産業財産権として出願せずに「ノウハウとして秘匿している」と答えているが、それらの秘密情報については「特に管理していない」とする企業が半数を占めている。また、中小企業は資金的な問題から、国内出願しかしない傾向が強くなり、結果として海外への技術流出につながるとの指摘もある。権利化を伴う知財活動だけでなく、権利化を行わない際の知的財産の適切な情報管理に対する認識の向上も重要である。

(知財マインドの浸透)

- ・ 東京商工会議所の「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果（平成20年4月）によれば、今後重視する経営課題に知的財産を挙げる中小企業経営者はわずか2.8%にすぎない【図表106】。
- ・ 関東経済産業局の「中小企業の知的財産活用事例集」（2008年3月）におけるアンケート調査結果によると、過去特許出願を行った中小企業であっても、「知財を意識した企業経営を行っている」と回答した企業は約70%にとどまっている【図表107】。また、同アンケートで「知財を意識した経営を行っている」との回答と「行っていないが、必要だと考えている」との回答を合わせると90%以上になるが、知財活動支援機関による説明会・研究会については、46.2%と半数近くが参加していないと回答しており、知的財産に対する取組意欲の高さとは裏腹に、説明会・研究会を通じて自社内に知財スキルを蓄積するという積極的な意識は高くないことが伺える【図表108】。
- ・ このような状況の下、中小企業における知財マインドの浸透策に関し、次のような意見や指摘がある。

- ・ 中小企業に対しては、「知的財産が大事」と話をしただけでは、社内リソースや費用面の問題もありなかなか導入されない。費用はかかるが、権利化すればリスクを排除でき、利益を得られる可能性があるというような具体的な話をすべき。
- ・ 中小企業は、弁理士への顧問料や学会への参加（年会費・参加費が必要）等を投資や保険ではなく、単なるコストと捉えている。メリットが感じられないから知的財産に関心がないのではないか。中小企業の経営者に知的財産はコストではなく投資だと感じてもらえるような普及・啓発方法を模索すべき。
- ・ 知的財産を活用した成功事例に対する関心は中小企業において高い。
- ・ 中小企業が今後知的財産を活用するに当たり、どんな障害があるのかという点を十分踏まえた上で、普及・啓発に取り組むべき。
- ・ 「知的財産」という言葉は中小企業には敷居が高い。販路開拓のところで知的財産を上手く結びつけたり、経営の中にもっと分かりやすく知的財産を埋め込むことができれば、知的財産を身近に感じることができるはず。経営課題と知的財産をどう結びつけるのか、という点が重要。
- ・ 知財戦略を企業経営に取り込むことのメリットが中小企業に伝わるような啓発方法が求められる。
- ・ 中小企業の業種、知財マインドのレベルは様々であり、一律に扱うべきではない。対象とする中小企業を明確にし、それぞれに応じたきめ細やかな普及・啓発活動や施策を実施することが必要。

視点2：中小企業に対する相談・情報提供機能は十分か。

(知財駆け込み寺)

- ・ 知財駆け込み寺に寄せられた2007年度の相談件数は、3,118件（全国約2500箇所）と低調であり、寄せられる相談は一部の窓口に集中している。また、東京商工会議所「知的財産権に関する企業の意識と企業間流通等に関する調査報告書」（平成20年3月）によれば、約80%の中小企業が知財駆け込み寺の存在を知らないと回答している。
- ・ 寄せられた相談には、経営指導員が対応し各支援機関へと取り次いでいるが、経営指導員は必ずしも知的財産に関する専門知識を有してはいない。寄せられた相談を支援機関につなぐという意味において知財駆け込み寺は機能しているものの、知的財産に関する具体的支援に対する潜在的ニーズの発掘という観点では十分に機能していないとの意見もある。

(情報提供)

- ・ (財) 知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」(2005年3月)によれば、約75%が審査請求料・特許料等の減免等措置を知らないと回答している【図表109】。また、マニュアル(「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」等)を作成したにもかかわらず、十分に現場に行き届いていないなどの指摘がある。
- ・ (財) 知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」(2005年3月)によれば、公的支援機関や外部専門人材を利用するに当たっての問題点は「政府・各種支援機関によるどのような支援制度があるのか分かりづらい」が5割で最も高い。
- ・ 各政府機関、各支援機関がそれぞれ知的財産関連の支援策を有しているが、その支援施策に関する情報は必ずしも整理されていない。また、国の機関だけでなく、地方公共団体及びその関連機関も独自に知財関連施策を実施している。
- ・ 各施策に関する情報を中小企業が簡単に入手することができるよう、情報提供の仕方には改善の余地がある。

(ii) 負担軽減に向けた取組の強化

視点：中小企業のニーズに即した負担軽減策、支援策が講じられているか。

(特許の取得・維持の負担軽減策)

- ・ 特許料等の減免制度の利用実績は、2004年度は5,014件、2005年度は6,366件、2006年度は8,293件、2007年度は10,194件と利用が拡大している。
- ・ (財) 知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」(2005年3月)によれば、政府・公的支援機関等による支援の要望は、「知的財産権取得費用の減免措置の拡充」、「知的財産権取得費用の融資・助成制度」の順に高く、資金的な支援を挙げる割合が高い。
- ・ 国税庁の税務統計(平成17年)によれば、中小企業(製造業)全体の約2/3が欠損法人(赤字企業)であり、「資力に乏しい法人」として特許料等減免制度の潜在的な対象になると考えられるが、近畿経済産業局が「発明の日」記念事業に参加した中小企業に対して実施したアンケートによれば、特許審査請求料の減免措置について、約60%は「要件に該当しない」と回答している。また、同アンケートによれば、約10%が「手続きが面倒であるために支援制度を利用していない」と回答している【図表110】。
- ・ 現状の減免措置を受けることができる企業は「資力に乏しい法人」か「研究開発型中

小企業」(試験研究費等の比率が収入金額の3%を超えること等が要件)に限られており、新規開発を手掛ける中小企業の多数はその恩恵を受けることができないとの意見もある。

- ・ 提出しなければならない資料が多い現行の支援施策(特に減免制度)は申請手続が面倒であるとの指摘がある。
- ・ 米国、カナダ、フランス同様、我が国においても、中小企業であれば一律に特許出願料等を半額にする「スマートエンティティ制度」を導入すべきとの意見、自己申告だけで支援を受けられるようにする代わりに、支援を受ける要件に違反していることが事後に発覚した場合に、罰則を課すような制度はできないかとの意見がある。

(先行技術調査支援)

- ・ 2004年6月から中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度が導入された。先行技術調査支援制度の利用実績は、2004年度は1,199件、2005年度は1,779件、2006年度は3,084件、2007年度は5,084件と利用が拡大している。
- ・ 特許電子図書館(IPDL)により先行技術調査を行う環境は整っているが、中小企業には、人的資源の余裕がなく、十分な時間を割くことも困難なことが多いことから、自ら先行技術調査を行うことが難しい。
- ・ 中小企業向けの出願後の先行技術調査支援に関しては、利用者から評価の声があり、無駄な研究開発及び出願を減らす観点から、出願前から同様の支援を受けられるようにして欲しいとのニーズがある。
- ・ 東京都知的財産総合センターは今年度から、特許出願戦略策定等のための他社特許調査費用を助成する事業「開発戦略策定支援助成事業」を始めた。

(外国出願助成)

- ・ 特許庁「産業財産権制度各国比較調査研究報告書」(20年5月)によれば、今後の外国出願については、特許の場合には約55%、意匠の場合には約20%、商標の場合には約27%の中小企業が出願を増やしたいと考えているものの【図表111】、外国出願の課題として、費用(翻訳費、代理人費用等)が高いことを挙げる企業が75%以上を占めている【図表112】【図表113】。
- ・ また、同調査報告書によれば、海外出願をする理由として「模倣品対策のため」と回答する企業が多いが【図表114】、現実問題としては、自社の模倣品を探すことは難しく、また、探すことができたとしても訴訟等を起すだけの企業体力がないため、泣き寝入りする中小企業が多いという指摘がある。
- ・ 業界団体で独自に模倣品の調査を行っているところもあり、そのような業界団体に対する支援を求める声もある。

(関係省庁・機関の連携)

- ・ 中小企業に対する知財施策は、中小企業の事業活動を支援する一つのツールとして捉えるべきであるが、例えば、「知財政策担当者は、中小企業政策を理解していないので、中小企業の立場に立った支援ができていないと感じる。一方、中小企業政策担当者は、知的財産は重要とだけは言えるが具体的に何をしたら良いかを伝えられていない。」との指摘もあり、連携が十分とはいえない状況。
- ・ 中小企業から寄せられるニーズに応える支援策の財源には自ずと限りがあるため、支援策の効率的かつ効果的な実施の観点からも、関係省庁・機関の連携が不可欠である。
- ・ 個別に出願助成や模倣品・海賊版被害に対する侵害助成制度が行われているが、中小企業の海外展開には一貫した支援が必要。また、例えば、中小企業向けに海外の販路開拓支援が行われているが、これと知財施策を組み合わせ、外国出願する際に必要な情報提供から、海外における権利取得及び販路開拓、その後の権利行使まで、一貫した支援策を検討することが必要。
- ・ この外にも、中小企業向けの研究開発支援において、中小・ベンチャー企業に対して経営ノウハウを教育する際に、知財戦略の重要性を教育を取り入れたり、研究開発支援に事前の他社特許調査を組み込んだりと、知財施策と他の施策との連携を図ることにより、中小企業における知的財産をいかした経営が促進され、中小企業施策と知財施策の相乗効果が期待される。

(iii) 知的財産を活用した経営の促進

視点：中小企業の経営実態、ニーズに即した支援がなされているか（中小企業の資金調達、支援人材の育成）。

(中小企業関連支援策に対するニーズ)

- ・ 東京商工会議所の「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果（平成20年4月）によれば、中小企業関連支援策に関しては、「資金調達円滑化」、「経営革新」、「販路開拓・マーケティング支援」、「人材育成への支援」などに対するニーズが高い【図表115】。

(信託業法の改正と知財信託の普及啓発)（再掲）

- ・ 信託業法を改正し、知的財産権が受託可能財産として追加された（2004年度）。特許権の信託登録の件数は、2005年度に394件、2007年度に18件、商標権の信託登録の件数は、2005年度に39件、2007年度には144件となっている【図表90】。

- ・ また、知財信託制度の活用メリットや事例をWebサイトで公表することにより、制度周知及び利便性の向上を図った（2006年度）。
- ・ グループ企業内信託の申請書類のサンプルをWebサイトで公表することにより、知財信託を活用したいと考えている利用者に対する利便性の向上を図った（2007年度）。
- ・ 地方独立行政法人化されていない公設試験研究機関等が保有する知的財産権について知財信託のニーズがあるかどうか、地方公共団体等にニーズ調査を開始予定（2008年度から）。

（知的財産を活用した融資）（再掲）

- ・ 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件（2008年3月末）。その他、大手金融機関や地銀において、知的財産を担保とした融資実績が徐々に出来てきた。
- ・ 金融機関が企業に対して融資する際には、技術力や知的財産を含む非財務情報も財務情報と同様に重要視しているが、金融機関が企業の非財務情報を得るためにコストがかかる。リレーションシップバンキングを目指し、企業と金融機関が安定的な取引関係を維持するためにも、企業側が自ら積極的に非財務情報を開示する知的資産経営報告書の策定・公表を行うことが重要。知的資産経営報告書があれば、企業と金融機関間のよいコミュニケーション・ツールになる、との意見がある。
- ・ 知的資産経営報告書の公表件数の推移は、経済産業省が把握する限り、2005～2006年度に16社、2007年度に20社、2008年12月15日時点で59社となっている。今後は、①知的資産経営報告書の信頼性を高めるため、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報（技術力、販売力、研究開発力、知的財産、人的資産等）の明確化を図る、②知的資産経営報告書の更なる普及を目指し、簡易版フォーマットを作成する、③知的資産経営報告書の精度向上を図り、知的資産経営を実践している企業への資金調達を促進する、等の取組が望まれている。

（金融検査マニュアルなど）

- ・ 金融機関が借り手である中小企業の実態を把握する際には、中小企業の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産が適切に評価され、それに基づき中小企業への融資が一層円滑に行われる必要がある。このため、金融機関に対する検査においては、知的財産の評価を含め金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえた対応について、①積極的に評価し検査評定に反映させているほか、②優れた取組は検査指摘事例集に好事例として掲載している。
- ・ 金融検査マニュアルの「技術力」の項目に関して、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕には特許権、実用新案権、商標権、著作権について記載されているが技術力・知財関連項目の記載をさらに充実させることにより、中小・ベンチャー企業における知

財担保融資や技術力・成長力に着目した融資が活性化するのではないかとの意見がある。

- ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕のパンフレットを作成・公表することにより、検査官や金融機関のみならず、借り手である中小企業に対して中小企業向け融資を評価するに当たっての着眼点（金融機関がどのような点に着目して借り手を評価しているか）等の周知を図っている。
- ・ 金融検査マニュアルには「技術力」という項目があるが、融資する金融機関側に知的財産を含めた「技術力」を評価できる目利き能力が十分に備わってはおらず、また、融資を受ける中小企業側も、知的財産を用いた事業計画を融資担当者に説明できるだけの金融に対する知識が十分でないとの指摘がある。
- ・ 国や地方公共団体等の認定・表彰（「知財で元気な企業」、「元気なモノ作り中小企業300社」等）を受けた企業に対して、貸出金利の優遇を図る取組を進めている金融機関もある。

(地域密着型金融)

- ・ 金融審議会報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」（平成19年4月5日）において、地域密着型金融の具体的な取組方法については、各金融機関の自主的判断に委ねるべきものであるとした上で、「目利き機能」の向上や「定性情報の適正な評価、定量情報の質の向上」が取組事例として挙げられている。特に「目利き機能」の発揮に当たっては、特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワークといった中小企業の非財務の定性情報評価を制度化した知的財産経営報告書の活用も選択肢として考えられる、とされている。
- ・ 中小・地域金融機関は、地域の産業や地域の中小企業の実態をよく把握しており、また、自らのネットワークを有している。このような金融機関の融資担当者が知的財産の知識を持つことができれば、融資の判断材料の一つとして知的財産を活用した融資の活性化が期待されるだけでなく、中小企業の持つ技術シーズと事業ニーズをマッチングさせた新たな事業を創出し、事業を融資へつなげていくという効果も期待される。

(エンジェル税制)

- ・ 2008年度の税制改正により、ベンチャー企業への資金援助としてのエンジェル税制が大幅に改正されたところ。当該制度についての更なる周知が必要との意見がある。また、エンジェル減税がベンチャー支援に一層有効な仕組みとして活用されるため、引き続き検討が必要ではないかとの指摘もある。

(知財戦略策定支援及び支援人材)

- ・ 中小企業において、知財戦略を取り入れた経営・事業戦略の策定をしようとしても、外部の人材を登用せざるを得ないのが実情である。

- ・ 2004年度から「地域中小企業知的財産戦略支援事業」を通じて、企業に専門家（1名又は複数人）を派遣し、280社以上の企業に対して知財戦略策定の支援を行ってきた【図表116】。なお、当該支援を受けた企業の73%が満足していると回答している。
- ・ しかし、知財戦略策定の支援ができる人材は未だ、質、量ともに不十分であるとの指摘がある。
- ・ 2007年度から、知的財産を活用した事業化を支援する総合プロデュース機能を果たしつつ、地域における知財戦略支援人材の育成を図るため、法律・技術・金融・販売等の専門家による支援チームを各地域で編成し、中小企業へ派遣し、中小企業の知財戦略策定に実践的に携わる取組が開始された（2007年度はこの事業に90人の専門家が参加）。

(技術移転・特許流通の促進) (一部再掲)

- ・ 農林水産分野の知的財産の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築（2008年度）。
- ・ 特許流通データベース（D B）に登録された特許件数は、2007年度に52, 287件【図表85】。
- ・ 科学技術振興機構（J S T）の特許情報（出願から1年半未満の未公開特許情報を含む）データベース（J-S T O R E）に登録された特許件数（公開、未公開、外国特許を含む）の件数は、2007年度に13, 669件【図表86】。
- ・ 工業所有権情報・研修館（I N P I T）の特許流通促進事業について、2008年3月末までに延べ954名の特許流通アドバイザーが派遣され、10, 672件の契約が結ばれた。その経済的インパクトは2, 674億円（2007年末時点）【図表87】と推計される。
- ・ 2008年度から設置された地域力連携拠点（全国316カ所）に、パートナーとして特許流通アドバイザーが参画している。
- ・ 中小企業は大企業と異なり、事業化ニーズに合う技術シーズを見つけ、また、自社の技術シーズを売り込む人員も十分でないところ、中小企業を念頭にこれまで行ってきた特許流通アドバイザーなどによる技術移転に関する事業を強化していく必要がある。

(4) 知的財産を活用した地域の活性化

視点：知的財産を活用した地域振興には何が必要か。

(地域知財戦略本部)

- ・ 地域経済産業局ごとに全国9ブロックで、地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」が2005年度に設置された。2007～2009年度を普及・発展期と位置づけており、具体的な活動目標（アウトプット）及び成果目標（アウトカム）を含む事業計画を策定し、各地方の実情に合わせた取組を実施中。
- ・ 北海道知的財産戦略本部では、札幌に経済産業局、弁理士会、知的所有権センター等5機関が連携した総合相談窓口を設立し、知的財産に関するワンストップサービスを実現するとともに、知的財産に関する相談窓口が存在しない地域（函館、帯広、北見）にTV会議システム等を利用して展開する試みを実施している。近畿知財戦略本部では、中小企業の知財担当者の勉強会として「近畿知財塾」を開催したり、海外模倣品対策連絡会議を設置したりするなどの取組を行っている。また、九州知的財産戦略協議会は、バイオ分野及び農林水産分野を重点産業分野とした施策を展開するとともに、地理的に近い中国を始めとするアジア諸国への事業展開の支援にも力点を置いている【図表11-7】。
- ・ 「パテントソリューションフェア」（広域関東圏知財戦略本部）や「ビジネスマッチングフェア」（近畿知財戦略本部）のような取組を通じて、地域におけるマッチングが図られている（近畿知財戦略本部の「ビジネスマッチングフェア」における交流・商談件数：2,261件（16年度）、3,505件（17年度）、4,692件（18年度）、3,620件（19年度）、4,563件（20年度））。

(地域における連携)

- ・ かねてより地方における知財政策担当者と中小企業政策を始めとした他の政策担当者との連携不足が指摘されてきたが、2008年度から、全国316か所に「地域力連携拠点」が設置され、地域力連携拠点と知財関連施策との連携や、農商工連携【図表11-8】が開始されるなど、知財施策とそれ以外の施策を連携させた取組も開始された。
- ・ 各経済産業局と地方農政局が共同してセミナー・相談会を全国17回開催し、延べ700名が参加した（2007年度）。
- ・ 地域における产学研官のネットワークを形成し、新たな産業の創出を促進するため、「知的クラスター創成事業」、「産業クラスター計画」を推進してきた。知的クラスターについては、第I期（2002年度開始）における特許出願数は2,932件、事業化等件数は910件となっており、また、産業クラスターについては、第I期（2001～2005年）で約800件の創業（第二創業を含む）がなされた。しかし、これらの取組に対して

は、様々な地域施策の相乗効果が發揮されていないとの指摘もある。

- ・ 生産者・生産者団体及び地方自治体連携の下、意欲ある地域において、商品のブランド化の検討から、流通・販売、ブランド管理までを一貫してアドバイスする専門家の招へい等を支援する（地域段階支援）とともに、地域段階の取組のサポート活動等を支援する（全国段階支援）ことにより、真に力のある「地域ブランド」を各地に多く出現させ、農林水産業の競争力強化、地域活性化につなげていく取組が始められた（2008年度から）。
- ・ 地域団体商標制度が2006年に導入されて以降、2008年11月末までに、409件が登録された【図表119】。地域団体商標で保護されるものは地域発の商品（又はサービス）のブランドではあるが、商品ブランドと地域そのもののブランドの双方が存在して初めて大きなブランド価値を生み出す。したがって、商品ブランドの主体である事業協同組合のみの活動のみではなく、商品開発・販路拡大といった商品ブランドを育てていく過程、さらに地域団体商標としての登録を受けた後、それを活用する過程において、地域の主体である地方公共団体を始めとした地域におけるさまざまな機関との連携が必要。例えば、北海道十勝支庁においては、各機関連携の下、地域団体商標制度の活用などを通じた農産品のブランド力の向上を図りながら、「食」を核とした観光プロジェクトを開始した（十勝連携地域政策展開方針、2008年10月）。
- ・ 今後ともこのような連携の取組を更に深化させつつ、地域における知的財産関連の活動レベルを向上させていく必要がある。

(地方公共団体の取組)

- ・ 2008年3月時点で、30の都道府県が知財戦略を策定し、4県が策定中又は策定を予定しており、地方自治体においても地域の特性をいかした知財戦略の策定が進展している。鳥取県が2006年4月に全国に先駆けて、「鳥取県知財の創造等に関する基本条例」を策定。19都道府県及び2市で「地域ブランド戦略」を策定済。
- ・ 地方公共団体は独自に、相談窓口の設置や権利取得費用の助成制度などの支援施策を展開している。
- ・ 地方公共団体の中には、東京都（知的財産総合センターの設置）、愛知県（知的財産活用成功企業づくりモデル事業）、横浜市（官民連携の知財支援組織の設置、横浜価値組企業の認定）など、先進的な取組を行っている自治体が徐々に増えてきた。
- ・ 2007年度より、特許庁は、意欲的な取組を進める地方公共団体と連携して、支援事業を重点的に実施し、地方公共団体における知財施策の成功モデル作りを開始した。2008年度は農商工連携の観点から地方公共団体との連携事業を拡大する予定である。地方公共団体自身の知財施策に対する意識を向上させるためには、成功モデルを着実に生み出し、その成果を周知することが重要である。

(グローバル化への対応)

- ・ 経済のグローバル化、オープンイノベーションが進展する中、地域としてもそれに対応した地域振興を図る必要がある。
- ・ 全国各地において地域ブランドの確立に向けた取組が進められる中、グローバル化の観点からは、近年、中国、台湾等において日本の地名等（青森、コシヒカリ、讃岐うどん等）が第三者により登録されるという問題が顕在化してきており、国、地方公共団体が一体となって対策を講じている。
- ・ 特許庁は2008年6月に中国・台湾で既に行われた商標の出願・登録状況についての調査方法をまとめた「商標検索マニュアル」、都道府県名・地域団体商標の冒認出願に対する法的な対応策をまとめた「冒認出願対策リーフレット」、法的対応・手続等の詳細について解説した「商標冒認出願対策マニュアル」を作成・公表した。
- ・ また、地方公共団体を対象として、その地域の地名等が海外において商標出願されていないかを調査する民間サービスの提供も開始されている。

4. 人材の育成と国民意識の向上

(i) イノベーション創出に資する知財人材の育成

視点：創造・保護・活用の各段階を横断的に俯瞰し、知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材の育成が不十分ではないか。

(人材の量的拡大と質向上のための環境整備)

- ・ 2000年の弁理士法改正による弁理士試験内容の簡素・合理化などを通じて、弁理士人口は量的に拡大している【図表164】。
- ・ 知的財産専門人材の質の向上に関する様々な取組が進められている。弁理士においては、実務修習制度と継続研修制度を導入し、資質の維持及び向上を図ることとした【図表165】。法曹人材については、すべての法科大学院において知的財産関係の授業科目を開設し、知的財産法を新司法試験の選択科目に導入した【図表166】。
- ・ 企業の知的財産担当者などを含めた知的財産専門人材全般については、知的財産専門職大学院の開設や知的財産管理技能検定の国家試験化など、知的財産の専門知識を習得する環境を整備した。
- ・ 経団連の「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」(2008年3月)によると、企業・業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識が高まったと回答した企業（「かなり高まった」を含む）は約80%に達するなど、意識の改革が進んでいる【図表168】。

(事業戦略への知財戦略の組み込み)

- ・ 知的財産を活用して競争力のある事業を創出するためには、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略を三位一体で推進する必要があり、知的財産専門人材の事業戦略への積極的な関与と経営・事業に携わる者の知財戦略への積極的な関与が不可欠。
- ・ しかし、知的財産専門人材は専門性の高度化にこだわるあまり、知的財産の保護・権利化という領域に能力が偏っているという指摘がある。
- ・ 特に中小企業へのアンケート調査結果によると、知財活動を行うに当たり利用したことのある外部のアドバイザーとして「弁理士」と回答した企業の割合が54.6%と高く【図表169】、知的財産制度に詳しいだけでなく、クライアントの事業を踏まえて知的財産を創造し、権利化し、活用することを総合的にアドバイスすることのできる弁理士が求められている。
- ・ また、経営・事業戦略に携わる人材においては、知的財産について学ぶ機会が少ないと指摘がある。
- ・ 「企業の経営者で知財は重要でないという人はいないと思う。しかし、知財がなぜ重

要なのか、知財を重要視すると何が変わると何が変わるのかを説明できる人は少ないのではないか」（経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月）との意見があり、知的財産を経営にいかし切れていない経営に携わる者が未だ多いと考えられる【図表170】。

(社会ニーズに対応できる知的財産人材)

- ・ 知的財産を活用して競争力のある事業を創出する上で、产学連携においては、企業の求めるニーズに対して必要なシーズを提案できる人材が大学などで適切に配置されることが重要である。ニーズに精通した人材を企業などから受け入れたり、大学の人材を企業に派遣して企業のニーズを体得するOJTを実施したりすることを通じて、ニーズに対応したシーズを提案し、企業とともにビジネスプランを構築できる人材を大学などに十分に配置する必要がある。
- ・ また、企業においては、社会のニーズに対応した事業戦略を起点として、事業を成功させるのに必要な技術・知的財産を確保することも重要である。自社で既に保有している知的財産のうち利用できるものは何か、保有している知的財産に対して足りない部分はどこか、外部から技術・知的財産を取得するに当たってどのようなライセンス形態が適切であるなどを分析し、それに基づいて知財戦略を打ち立てることのできるスキルが知的財産担当者などに必要である。
- ・ 三位一体の観点に立った知財コンサルタント・総合アドバイザーについては、知的財産の専門家としての知識・経験だけではなく、企業家としての知識・経験が不可欠であるが、現状ではこのような知識等を有する弁護士・弁理士は非常に少ない。

(ii) グローバル化に対応した知財人材の育成

視点：海外において我が国の知的財産を保護・活用するための人材は十分であるか。

(経済のグローバル化と新興国の台頭への対応)

- ・ 経済のグローバル化により、我が国企業の海外進出は一層活発化しており、知的財産活動についても一層のグローバル展開が求められている。
- ・ 産業構造審議会 知的財産政策部会「弁理士制度小委員会報告書」(2006年12月)によると、日本の出願人が外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類の翻訳文及びドラフトの作成や外国有資格者への媒介（外国出願関連業務）に対応した専門性を弁理士に期待している【図表171】。
- ・ これまで欧米には特許等の出願・登録が多数なされており、訴訟への対応やライセン

ス交渉等を通じて、一定のノウハウが構築されてきた。また、これらの実務、欧米の知財制度に関する研修、欧米代理人との交流などを通じて、実務能力を習得することが可能となっている。

- ・ 中韓に対しては、日本弁理士会が、知的財産制度に関する情報交換や弁理士交流を目的として、大韓弁理士会や中華全国専利代理人協会と交流を続けている。2007年7月に行われた大韓弁理士会との交流では49名が参加し、両国から特許法や商標法などの改正内容などが説明された。
- ・ また、日本弁理士会の国際活動センターでは、外国の特許情報を収集したり、日本の知的財産制度に関する情報を海外へ向けて発信したりしている。
- ・ しかしながら、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国については、経済発展が著しく、ビジネスチャンスが広がりつつあるにもかかわらず、現地の知財制度や知財実務に詳しい専門家が少ないとの指摘があり、これら諸国との交流チャネルの確保が課題。

(国際的な产学研官連携)

- ・ 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 产学研官連携推進委員会 「イノベーションの創出に向けた产学研官連携の戦略的な展開に向けて」(2007年8月)によると、海外企業との契約交渉・手続きなどを担う人材、国際特許侵害訴訟等の法務に精通した人材、海外特許の実態を把握し、国際出願を含めた総合的な特許出願戦略を策定する人材の不足などが課題として挙げられている【図表172】。
- ・ 2008年度からの「产学研官連携戦略展開事業」では、国際的な产学研官連携活動の推進を目的に、知的財産本部における国際的に通用する知的財産人材の育成や国際的な产学研官連携体制の強化を図っている。

(iii) 独創性を重視した知財教育の推進

視点：オリジナリティの尊重を学ばせる知財教育は十分になされているか。

(知財教育の現状)

- ・ 児童に対する知財教育では、知的財産制度に関する教育よりも、創造性や知的財産を尊重する態度をはぐくむ教育が必要であるとの指摘がある。発明協会では、ものづくりの楽しみを体験できる少年少女発明クラブ事業を実施し、2008年5月1日現在、全国47都道府県に202のクラブを設置、9000人以上のクラブ員を有している。また、約2000名の指導員がクラブの活動を支えている。
- ・ 各企業等においては、製品に関わるものづくり体験、将来を夢見る楽しさを伝えるアイデアコンテスト、様々なアイデアを駆使してロボットを作成するロボットコンテスト

など、学校や地域と一体になって子供たちへの知財教育を実施している。

- ・ 中学校での知財教育については、2007年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」、「音楽」、「技術」で知財教育が行われることとなった。また、高校では、普通教科「情報」で著作権などに係る知財教育が行われている。
- ・ 専門高校での知財教育については、産業財産権標準テキストを活用しつつ教師が独自に工夫した知財教育を実践する知的財産教育推進協力校を支援し、知財教育の普及推進及び定着を図っている。推進協力校の数は340校に達している。
- ・ 各経済産業局を通じて開催している児童や生徒向けの知的財産教育セミナーでは、弁理士などの知的財産に関する専門家が学校などを訪問する形式で授業・講義を実施している【図表175】。
- ・ 学校と地域産業界が連携してのづくり人材など知財人材の育成を図ることも重要である。2008年度から開始された「早期工学人材育成事業」では、地域の企業や商工会議所、NPOなどのアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのプログラムの開発・実証などを行っている。
- ・ 子供たちが独創的な考えを持つためには、理科教育や実験にとどまらず、自由に自ら考える力を醸成するような自由研究などを含めた体験学習が重要との意見がある。

(知財教育を実施する教員・指導者)

- ・ 教職員向けのセミナーも開催しており、教育機関において知的財産の知識と理解を有する人材の育成を図っている【図表175】【図表176】。
- ・ しかしながら、児童等に対して知財教育を行うことができる教員・指導者の更なる充実が必要との指摘がある。
- ・ 知的財産管理技能検定の3級では、学校関係者が受検することにより、学校での知財教育の担い手として必要な資質能力が身につくことを目指している。
- ・ 教育者の育成が重要であることから、教職員向けのセミナーや知的財産管理技能検定の活用以外にも、大学における教員課程で、自ら考える力を児童・生徒につけさせる指導の方法を含む知財教育の実施が重要との意見がある。

(国民の意識)

- ・ 国内消費者向けに知的財産の重要性、模倣品の弊害を周知するため、テレビCM、ポスター掲示、新聞、雑誌・バナー広告等を活用して啓発活動を行ってきた【図表180】【図表181】【図表182】。
- ・ その結果、内閣府の「知的財産に関する特別世論調査」によると、政府の啓発活動を知っている旨回答した者は、2006年が52.6%であったのに対し、2008年は54.5%と若干伸びており、啓発活動の認知度は徐々に高まっている【図表177】。
- ・ しかしながら、模倣品・海賊版の購入を容認する旨回答した者は、2004年が46.

4%、2006年が45.2%であったのに対し、2008年は52.4%と依然として高水準のままである【図表178】。その内訳は、年齢層が低いほど、模倣品・海賊版の購入を容認する旨の回答割合が高い【図表179】。